

14.5
493

14.5-493



1200501217435

輸出陶器ニ関スル
本邦輸出陶磁器ニ對スル諸
参考資料第二輯外國ノ輸入關稅定率表

名古屋陶磁器輸出組合編



始



14
493

輸出陶磁器ニ關スル參考資料 第一輯

本邦輸出陶磁器ニ對スル諸外國ノ輸入關稅定率表

名古屋陶磁器輸出組合

例言

(一) 本邦陶磁器に對する各國の輸入關稅に關しては昭和八年十一月、商工省貿易局より『本邦陶磁器に對する各國關稅率表』と題し、三十三ヶ國に亘つて調査せるものを發行せられ、業者に於て裨益する處多大であつた。其後、各國の通商政策は極端にプロテクト的、國家主義的傾向を帯びるに至り、關稅制度の改變せられるもの常なく、當組合に於ても其の都度逐次之を補正して當業者並に關係方面よりの照會、諮問に應へ好資して來た。

(二) 然しながら關稅戰爭益々深化するの秋、本邦輸出陶磁器が世界市場に占むる確乎たる地歩を保全し、尙一層の進展を期する爲めには諸外國の關稅政策の動向に留意し、可及的正確詳細なる輸入關稅率表を常備し置くこそ必要不可欠だと考へ、右の補正分(十七ヶ國)並に新規調査分(六十二ヶ國)を一括し、陶磁器輸出業者各位の實務上の便益に資すると共に、右江湖の參考に供せんとして總收錄數七十九ヶ國に渉る現行關稅率表を編纂發行すること、した。

(三) 本書收錄の諸外國の分類法は第一部『亞細亞洲』、第二部『歐羅巴洲』、第三部『北亞米利加洲』、第四部『南亞米利加洲』、第五部『大洋洲』、第六部『阿弗利加洲』の所謂六大洲別分類法に據つた。而して檢出を便ならしめる爲め『目次』の下段に番號對照法に據る世界各國略圖を添附した。尙、各國の關稅項目中多岐に亘るものに就ては主要品目の見出を容易ならしめる爲めゴチック活字を使用し肉太文字を以て表はした。

(四) 各國關稅は其の性質上改變極めて頻繁であり、之が全般的に亘る最新且つ信憑すべき資料の蒐集は實際上甚だ容易ならざるものある爲め本書に於ても思はぬ誤謬あるやも測り難く、之が完璧を期すべく切に大方の御教示と御援助とを仰ぎ度いと考



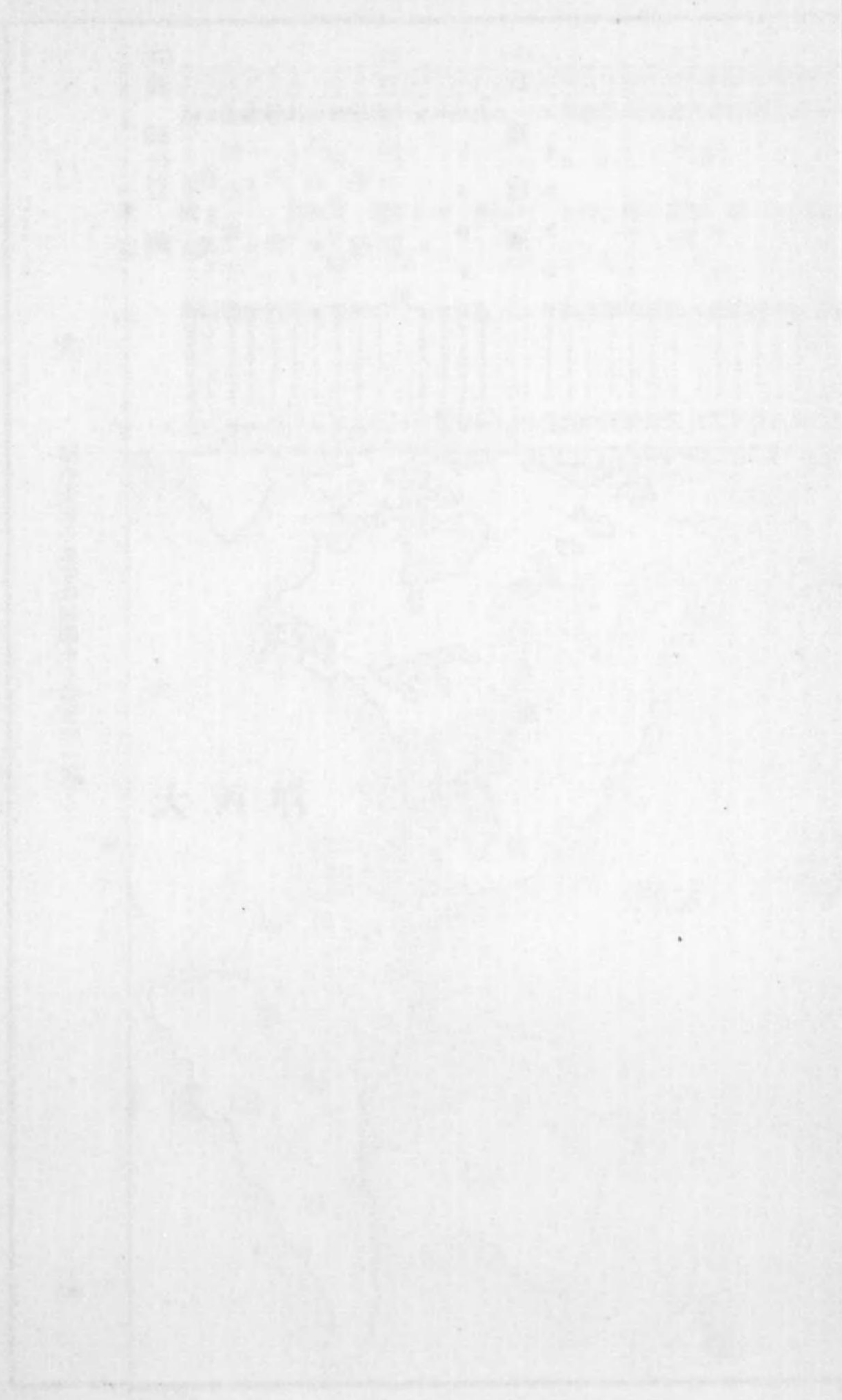
145-493



細

亞

洲



(滿洲國)

(1) 滿洲國 (Manchukuo)

税番	品目	課税單位	税率
二二六	磚子類	從價	七・五%
三九一	喫煙用品(灰皿類)	從價	一五・〇%
五七六	陶磁器(食卓用品 ^(註一) 、裝飾用品 ^(註三) 、化粧用品 ^(註二))	從價	一五・〇%
五九〇	耐火煉瓦及煉瓦	從價	一〇・〇%
五九三	タイル	從價	一一・五%
五九四	埴埴	從價	一〇・〇%
五九五	實用品 ^(註四)	從價	一一・五%
六一三	薩摩燒	從價	三〇・〇%

(備考) (1) 外ニ販賣附加税、税率ノ五%ヲ課セラル。

(中華民國)

(2) 中華民國 (China)

税番	品目	課税單位	税率
六〇八	陶磁器(化學用及科學用ノモノヲ含マズ)	從價	五〇%

(2) 「從價」税ハ輸入港ニ於ケル卸賣市價ニ基キテ課ス。卸賣市價正確ナラザル場合ハ真正 cif 仕入値段ニ五%ヲ加算セルモノ、fob ナル場合ハ見込運賃五%、諸掛五%ヲ加算シタルモノヲ課税基準額トス。

(註一)……紅茶碗皿、紅茶沸、小皿、大皿、盆等ノ食事用器。

(註二)……化粧用具一切、携帶用洗面器、石鹼函、水瓶、痰壺ノ類。

(註三)……花瓶、額皿、デルフト燒ノ類。

(註四)……

①工場用大物、實驗室用器(乳鉢)ノ類。

②煮焚鍋、鉢類、氣孔アル料理皿、料理用器。

③衛生用品、浴槽、便所裝置(金屬部分アルモノヲ含ム)

(中華島欄)

六二二	耐火煉瓦及煉瓦	從價	一〇%
六二四	瓦、タイル (A) 釉ヲ掛ケタルモノ、モザイクノモノ (B) 其他ノモノ	百疋	四・〇〇(金單位)
六二五	坩 堝 (B) 其他ノモノ	從價	二〇%
六三二	陶磁器製釘	十二グロス	一五%
			〇・二〇(金單位)

(備考) (1) 「從價」トハ輸入申告當日ノ輸入港ニ於ケル卸賣市價ヲ基準トシ、若シ之ガ判明セザル場合ハ cif 値段ニ其ノ五%ヲ加算セルモノヲ基準トス。
 (2) 附加税、正税ノ一〇%(内譯水災附加税五%、關稅增收稅五%)アリ。
 (3) 香港(英領)ハ自由貿易港ナリ。

(佛領印度支那)

(3) 佛領印度支那 (French Indo China)
 (注意) 課稅單位欄ノNハネット、Bハ包裝全部ヲ込メタルモノヲ意味ス。

三六乃至三四〇	炬器(各種普通品)	百疋 B	五〇・〇〇 ^法 サンチム
三三乃至三三六	陶 器 A、普通粘土及含錫粘土製ノモノ (1) 模様ナキモノ 極東常用型ノモノ 其他ノモノ (2) 模様アルモノ 極東常用型ノモノ 其他ノモノ	〃	八〇・〇〇
		〃	四〇・〇〇
		〃	八〇・〇〇
		〃	八〇・〇〇
		〃	一六〇・〇〇

(佛領印度支那)

三四六ノ二

B、上等粘土製ノモノ
 (1) 模様ナキモノ
 極東常用型ノモノ
 其他ノモノ
 (2) 模様アルモノ
 極東常用型ノモノ
 其他ノモノ

食卓用、化粧用、調度用及住宅裝飾用陶器並ニ
 事務室用陶器(瓶、植木鉢、盃、小花瓶等)ニ
 シテニツケル鍍金シタル普通金屬部分ヲ有スル
 モノ、但シ金屬部分ガ全重量ノ一五%ヲ超エザ
 ルモノ

三四七ノA

磁器
 (1) 模様ナキモノ
 (2) 模様アルモノ

百疋 B
 cif 從價

五〇・〇〇 法
 一〇〇・〇〇
 九〇・〇〇
 一八〇・〇〇
 三六%
 三八%

(佛領印度支那)

三四七ノB

A、白色ノモノ
 (1) 極東常用型ノモノ
 (2) 其他ノモノ (※)

B、模様アルモノ
 (1) 極東常用型ノモノ
 (2) 其他ノモノ (※)

C、模様アリ且厚手ノモノ
 (1) 極東常用型ノモノ
 (2) 其他ノモノ (※)

D、實驗室用磁器 (※)

E、バリアン風及素焼ノモノ
 (1) 極東常用型ノモノ
 (2) 其他ノモノ (※)

F、小型人像
 磁器製茶器及珈琲器

百疋 B
 百疋 N
 cif 從價

一〇〇・〇〇 法
 一〇〇・〇〇
 一〇〇・〇〇
 三〇〇・〇〇
 三〇〇・〇〇
 二五〇・〇〇
 二五〇・〇〇
 二〇%
 一八%
 一八%
 二〇%

(佛 領 印 度 支 那)

<p>A、白色ノモノ (1) 極東常用型ノモノ (2) 其他ノモノ (※)</p>	<p>百 疋 B</p>	<p>一〇〇・〇〇 法 一〇〇・〇〇</p>
<p>B、模様アルモノ (1) 金色以外ノ單彩線ヲ有スルモノ (2) 金色ノ單線又ハ色及金ノ複線ヲ有スルモノ</p>	<p>百 疋 N</p>	<p>二六〇・〇〇 二六〇・〇〇</p>
<p>④ 極東常用型ノモノ ⑤ 其他ノモノ (※)</p>	<p>〃</p>	<p>二八〇・〇〇 二八〇・〇〇</p>
<p>(3) 其他ノ模様アルモノ ④ 極東常用型ノモノ ⑤ 其他ノモノ (※)</p>	<p>〃</p>	<p>三〇〇・〇〇 三〇〇・〇〇</p>
<p>(4) 模様付ニシテ且厚手ノモノ</p>	<p>〃</p>	<p>三〇〇・〇〇</p>

(暹 羅)

<p>(4) 暹 羅 (Siam)</p>		<p>三四七ノC 食卓用、化粧用、調度用及住宅裝飾用磁器並ニ 事務室用品(瓶、植木鉢、盃、小花瓶等)ニシテ ニツケル鍍金シタル普通金屬部分ヲ有スルモノ 但シ金屬部分ガ全重量ノ一五%ヲ超エザル場 合(※)</p>	<p>cif 從 價</p>	<p>一八%</p>
<p>七 (1) 衛生土器、排水管ノ類</p>	<p>税 番 品 目</p>	<p>課 税 單 位</p>	<p>稅 率</p>	<p>從 價 一〇%</p>
<p>(備考) (1) 磁器中 (※) 印ヲ附シアルモノニ對シcif從價一五%ノ爲替補償附加稅アリ。 (2) 埠頭稅、包裝一個ニ付〇・〇四(弗)及ビ統計稅同ク〇・〇九(弗)ヲ要ス。</p>		<p>百 疋 N 〃</p>	<p>二五〇・〇〇 法 二五〇・〇〇</p>	

(馬來聯邦)

(2) 其ノ他ノ陶磁器	從價	二五%
-------------	----	-----

(備考) (1) 課稅單位「從價」ハ cif 即チバンコック沖渡値段ニ對スル謂ナリ。
(2) 附加稅ハナシ。

(5) 馬來聯邦 (Federated Malay States)

稅番	品目	課稅單位	稅率
一〇	タイル (1) 屋根瓦 (2) 土間及壁用タイル	噸	一一・〇〇 _前 一二・〇〇 一二・〇〇

(備考) (1) 稅額ハ新嘉坡弗ヲ以テ示ス。
(2) 上記以外ノ陶磁器ハ無稅。
(3) 馬來聯邦トハ、ペラク、セラシゴール、ネグリ・セムピラム、バハングノ四土侯國ヨリ成ル英國保護下ノ聯

(菲律賓)

稅番	品目	課稅單位	稅率
一一	陶磁器類 A、衛生器具類(特掲ノモノヲ除ク) B、普通ノ壺、壺、厨房器具、花瓶類 (鍍金、塗料ヲ施ス等ノコトナク、又釉藥ヲ塗リ裝飾等ヲ施スコトナキモノ) C、他ニ掲記セザル陶磁器ニシテ鍍金、釉藥、裝飾等ヲ施サルモノ D、食器類及他ニ掲記セザル陶磁器	從價	一〇% 一五% 二〇% 二五%

(6) 菲律賓 (Philippine Island)

邦州ノ謂ニシテ海峽殖民地トハ異ル。尙セラシゴール土侯國ノポート・スエツテンナムハ自由港ナリ。
(4) 海峽殖民地トハ、英本國政府直轄ノ殖民地ニシテシンガポール、マラツカ、ピナン、ラブアン島ノ四殖民地之ニ屬シ、シンガポール、ピナンハ自由港ナリ。

比 律 憲

税番	品目	課税單位	税率
一九〇	(釉ヲ塗り又ハ着色(無地)シタルモノニシテ鍍金、塗料、裝飾等ヲ施サバ、ルモノ) E、食器類及他ニ掲載セラレザル陶磁器 (繪、鍍金或ハ裝飾ヲ施シタルモノ) F、美飾ヲ施セル陶磁器、植木鉢、花瓶、壺、小像、セーウル焼、薩摩焼等ノ美術陶磁器 他ニ掲載セラレザル土器類 A、無地ノモノ B、裝飾アルモノ A 電氣絶縁體トシテノ陶磁器(スイッチ、絶縁體等) B 陶磁器製釘	從價	四〇%
二八〇	陶磁器製釘	一 疋	三〇 仙

(備考) (1)課税單位「從價」ハ荷造包裝込輸出市場價格ニ對スル謂ナリ。

(英領北ボルネオ、蘭領東印度)

税番	品目	課税單位	税率
—	土器、陶器及磁器	cif 從價	一〇%

(7) 英領北ボルネオ (British Borneo)

(8) 蘭領東印度 (Dutch East Indies)

税番	品目	課税單位	税率
四五九	煉瓦(道路舗装用ヲ含ミ裝飾アルモノ又ハ耐火煉瓦ヲ除ク) (1)磨カザルモノ、エナメルヲ掛ケザルモノ、プリントセザルモノ、縁トラザルモノ (2)其他ノモノ	從價	六%
四六〇	床 タ イ ル (1)磨カザルモノ、エナメルヲ掛ケザルモノ	〃	六%

(關 東 東 印 度)

四六一	(2) 其他ノモノ 陶磁器製床用並ニペーヴメント用タイル、平瓦 (1) 單色ノモノ ④ 磨カザルモノ、エナメルヲ掛ケザルモノ、 裝飾ナキモノ ⑤ 其他ノモノ (2) 二重着色ノモノ	從 價	一 二 %
四六二	陶磁器製壁タイル、壁平瓦、フアニチユア・タ イル (1) 裝飾ナキ白色ノモノ (2) 其他ノモノ	〃	一 二 %
四六三	瓦斯、スチーム、液體類用陶器製導管並附屬品 (磨キタルモノ、エナメルヲ掛ケタルモノ)	〃	一 〇 %
四六四	耐火煉瓦(工業用ノ各種ノモノ)	〃	二 〇 %
四六五	粘土、陶器、マグネシア・セメント、其他ヲ以	〃	六 %

(關 東 東 印 度)

四六六	テ作ラレタル坩堝、瓦斯レトルト、マツフル 窯業、冶金工業用小函ノ類 陶磁器製科學用實驗用品(蒸發皿、坩堝、其他 ノ類)	從 價	六 %
四六七	ゴム 受碗	〃	一 〇 %
四六八	燒粘土製ノ磨カレタル煉瓦	〃	六 %
四六九	陶磁器製水槽 (浴槽、化粧室用洗面器、便器ノ類)	〃	一 二 %
四七〇	陶磁器製飲料水濾過器	〃	一 二 %
四七一	義 齒	〃	二 〇 %
四七二	陶磁器製建築用裝飾品、壁飾、天井飾、裝飾ア ル煉瓦	〃	二 〇 %
四七三	陶磁器製植木鉢、花瓶、花掛、花立 (1) 人工着色セザル粗キ天然ノマ、ノ素焼ノモ ノ	〃	一 二 %

(備 考 東 印 度)

四七四	陶磁器製造花、花環、化粧室用テーブル品、香出器、灰皿、煙草入セット、土産物記念品等	從價	二〇%
四七五	陶磁器製立像、胸像、動物彫像、人形、タイル製繪畫、壁掛額皿、インクセット、事務室用品、ラムフ又ハシヤンデリア用品	ク	二〇%
四七六	陶磁器製食卓用品(金屬、木竹部分アルモノ、其他ノ裝飾アルモノヲ含ム) 二人具、モツカ、紅茶、朝食セット、卵入、果物セット、リキユールセット、ウイスキーセット、菓子器、菓子盆、野菜入、魚肉皿、ビール瓶、水差、牛乳入、メニュー立、其他食卓用品	ク	二〇%
四七七	他ニ特掲ナキ磁器(他ノ材料ヲ混用作成セラレタモノ)	ク	二〇%

(備 考 東 印 度)

四七八	他ニ特掲ナキ陶器(他ノ材料ヲ混用作成セラレタモノ) (1)從價税二〇%ヲ課税セラル、モノニ該當スル他ノ材料ヲ混用セザル白色ノモノ (2)其他ノモノ	從價	二〇%
	(1)從價税二〇%ヲ課税セラル、モノニ該當スル他ノ材料ヲ混用セザルモノニシテ且裝飾ナキモノ (2)其他ノモノ	ク	二〇%

(備考) (1)外ニ附加税、正税ノ五〇%。統計税、商品價格二〇盾ニ付五仙。貨物税一噸ニ付(港ニヨリ相違スルモ)最高限度一盾二五仙アリ。

(2)「從價税」ハ申告價格ガ公定評價(三ヶ月毎ニ蘭印政府ヨリ發表)以下ナル場合ハ公定評價ニテ、以上ナル場合ハ申告價格ニ基キテ徵税セララル。

(錫蘭、イラン、波斯)

(備考) (1) 税番欄ノ括弧内番號ハ印度統計表番號ナリ。
(2) 「從價」ノ基礎ハ cif ナリ。

(10) 錫 蘭 島 (Ceylon)

税番	品 目	課 税 單 位	税 率
1	一般陶磁器	cif 從價	二五%

(11) イ ラ ン (波斯) (Iran or Persia)

税番	品 目	課 税 單 位	税 率
三八九	各種陶土器 (全ク室内裝飾品タルモノハ除ク) (1) 煉瓦、タイル、土器、板瓦、植木鉢、其他 釉藥又ハ坳藥ヲ施セル普通土器	cif 從價	一〇%

(2) 各種陶磁器	cif 從價	一〇%
-----------	--------	-----

(12) イ ラ ク (Iraq)

イ
ラ
ク

税番	品 目	課 税 單 位	税 率
二三九	建築用煉瓦 (版石煉瓦ヲ含ム) A、粗キモノ B、着色セルモノ C、釉藥又ハエナメルヲ施セルモノ	從 價	一五%
二四〇	タイル (普通粘土、陶器、ファイアンス、其他 窯業材料ヨリ成ル屋根用及其他ノタイル、但 シストープ及其部分ヲ含マズ)	ク	一五%
二四一	土管並接合部 (普通粘土、耐火材料、陶器及窯 業材料ヨリ成ルモノ)	ク	一一%

税番	品目	課税単位	税率
二四二	A、水道或ハ衛生用 B、其他ノモノ 陶磁器、ファイアンス、上製ファイアンス陶器 (家庭用品並化粧用品)	從價	八%
二四三	前掲セザルモノ A、科學用品、水槽、桶、其他陶器製農耕用 容器ノ類 B、衛生用品 C、義齒 D、其他	從價	二〇% 八% 一-% 一-% 一-%

(備考) (1) 本税ノ外ニ附加税ナシ。
(2) 輸入税ハ販賣價格不明ナル場合ハ通關ノ際ニ於ケル見積價格ニ基キ課税セラル。

(13) シリア (Syria)

税番	品目	課税単位	税率
三〇八	煉瓦	從價	五〇%(二五%)
三〇九	タイル	從價	五〇%(二五%)
三一一	普通陶器	從價	五〇%(二五%)
三二三	(1) 陶磁器(食卓及化粧用ノモノ並ニ室内備附品 室内裝飾品及事務室取附品) (2) 衛生用陶器(浴槽、便器、洗面器及流シ器)	從價	七〇%(三五%) 五〇%(二五%)

(備考) (1) 括弧内税率ハ聯盟加入國待遇暫定取極メニ依ル現行税率ナリ。

(14) パレスティン (Palestine)

(パレスティン)

税番	品目	課税単位	税率
—	陶磁器(税率表掲載除外品取扱) 空洞煉瓦	從價 千個	一一-% 一一〇(十)

(土 耳 古)

	タ イ ル
	千 個
	七〇・五〇

(備考) (1) 従價税ハ輸入者ノ申告ニ基キ其價格ニ依リ課税セララル。

(15) 土 耳 古 (Turkey)

税 番	品 目	課 税 単 位	税 率
四八三	陶磁器製化粧煉瓦 (1) 模様モノ又ハ色モノ (2) 其ノ他	グロス百疋	九・五〇 七・五〇
四八四	陶磁器製煖爐及同部分品 (金具ヲ附シタルモノヲ含ム)	〃	一一・〇〇
四八五	陶磁器製浴槽、洗面器、室内用壺、便器、筆洗、 其他類似品	〃	六・二五
四八六	各種粘土製濾過器及部分品(他種材料ヲ以テ加)	〃	

(土 耳 古)

税 番	品 目	課 税 単 位	税 率
四八七	工セルモノヲ含ム 陶磁器製食卓用器、化粧用器、室内裝飾用品、 像、花瓶其他 (1) 單色ノモノ(他種材料ヲ加工セザルモノ) (2) 單色ノモノ(他種材料ヲ加工セルモノ) (3) 彩色ノモノ(他種材料ヲ加工セザルモノ) (4) 彩色ノモノ(他種材料ヲ加工セルモノ) (5) 金、銀、象牙、鼈甲、眞珠貝、其他ヲ加工 セルモノ	グロス百疋	七〇・〇〇 一五・〇〇 二二・五〇 三〇・〇〇 四五・〇〇
四八八	陶磁器製電氣器具及部分品(絶縁器、ソケット、 溶解器、廻縁切、スキツチ、電池等) (1) 他種材料ヲ加工セルモノ (2) 他種材料ヲ加工セザルモノ	〃	一五〇・〇〇 五〇・〇〇 二〇・〇〇
四八九	磁器、珫瑯製ノ義齒 裸ノマ、ノモノ	一 疋	三〇・〇〇

四九〇	(2) 金、白金ヲ加工セルモノ (3) 其他ノ材料ヲ加工セルモノ 別掲セザル陶磁器製品(他種材料ヲ加工セルモノヲ含ム)	一 疋	四〇・〇〇 一六・〇〇
	グロス百疋		四五・〇〇

(備考) (1) 入市税、正税ノ一〇%、取引税、販賣價格ノ一〇%ヲ課セラル。
(2) 一九三五年五月一日改訂ノ獨逸土耳其間クリヤリング協定ノ實施ニ伴ヒ新ニ獨土税率協定締結セラレ、本邦モ之ガ爲メ左記割引率ノ適用ヲ受クルコト、ナル。

税 番	單 位	税 率	新 協 定 割 引 率
四八三ノ(2)	百疋ニ付	七・五〇 ^{リヤ}	二〇%
四八七ノ(1)	〃	一五・〇〇	五五%
(3)	〃	三〇・〇〇	五〇%
(4)	〃	四五・〇〇	一五%
四八八ノ(1)	〃	五〇・〇〇	四〇%
(2)	〃	二〇・〇〇	四〇%

(二) 歐 羅 巴 洲

(アイスランド、ノルウェー)

(16) アイスランド (Iceland)

税番	品目	課税単位	税率
	陶磁器	fob 従價	一五%

(備考) (1) 外ニ従量税アリ、一九三四年現在、グロス百疋ニ付五志五片ヲ課徴セラル。

(17) ノルウェー (Norway)

税番	品目	課税単位	税率
三二五	◎土若クハ粘土及同製品 (B)土若クハ粘土製品	一 疋	無税
三二三	(1) レトルト、坩堝、土管類	一 疋	無税
三二七	(3) 粘土製各種 (ストーブ、グレート、臺所用レ ーンジ)	一 疋	〇・〇五

(アイスランド、ノルウェー)

税番	品目	課税単位	税率
三二六	(4) タイル A、厚サ三十疋以上ノモノ	百 疋	〇・六〇
三二七	(1) 釉ヲ掛ケザルモノ (2) 釉ヲ掛ケタルモノ	百 疋	二・〇〇
三二八	B、其他 (1) 釉ヲ掛ケザルモノ (2) 釉ヲ掛ケタルモノ	一 疋	〇・〇一
三二九	(5) 耐火粘土製品	一 疋	〇・〇五
三三〇	A、建築又ハ外装用耐火煉瓦 (平均厚サ五五 耗ヲ超ユルモノ)	百 疋	〇・一五
三三一	B、建築用又ハ外装用耐火煉瓦 (平均ノ厚サ 五五疋以下ノモノ及其他別掲ナキ耐火材料 ノ製品)	百 疋	〇・四〇
三三二	(6) 普通煉瓦 A、通常建築用煉瓦	一 疋	無税

税番	品目	課税單位	稅率
三三三	B、屋根用タイル	千枚	〇・四〇
三二四	(1) 釉ヲ掛ケザルモノ		〇・八〇
三二五	(2) 釉ヲ掛ケタルモノ		〇・四〇
三二六	C、引線用タイル		〇・八〇
三二七	(1) 釉ヲ掛ケザルモノ		〇・四〇
三二八	(2) 釉ヲ掛ケタルモノ		〇・八〇
三二九	(7) 普通陶器		〇・一五
三三〇	A、釉ヲ掛ケザルモノ、模様ナキモノ又ハ着色セザルモノ	一疋	〇・二五
	B、其他ノモノ		〇・一五
	(8) 別掲ナキ磁器		〇・二五
	A、白又ハ單色ノモノ		〇・三六
	B、其他(金銀ノ縁ヲ取りタルモノヲ含ム)		一・〇〇

(備考) (1)外ニ附加稅、正稅ノ二〇%アリ。

税番	品目	課税單位	稅率
六七六	◎煉瓦及タイル	百疋	一〇・一〇
六七七	(1) 建築用通常煉瓦、施釉セザルモノ		〇・二五
六七八	◎同別掲ナキモノ(但シ施釉セザルモノ)		〇・三〇
六七九	④耐火及耐酸煉瓦		一・〇〇
六八〇	◎其他ノモノ		〇・三五
六八一	◎施釉シタルモノ		一・〇〇
六八二	◎床若クハ壁タイル(但シ厚サ三糎以上ノモノ)		〇・三五
六八三	④施釉シタル單色ノモノ		一・〇〇
	⑤施釉シタルモノ二色以上ノモノ		五・〇〇
	◎同施釉セザルモノ(但シ厚サ三糎未満ノモノ)		一六・〇〇
	④單色ノモノ		五・〇〇
	⑤二色以上ノモノ		一六・〇〇

(18) 瑞典 (Sweden)

六八四	◎同施釉シタルモノ	百	一八・〇〇 <small>クローネ</small>
六八五	① 單色ノモノ	〃	一六・〇〇
六八六	② 二色以上ノモノ	〃	一・〇〇
六八九	塔塙、レトルト 浴槽、便器等	〃	五・〇〇
六九〇	◎別掲ナキ磁器類（主トシテ裝飾用ノモノニシテ第六九二番ニ屬セザルモノ） 眞正磁器	〃	六〇・〇〇
六九一	其他ノモノ	〃	三〇・〇〇
六九二	鐵以外ノ卑金屬ト結合シタルモノ	〃	六〇・〇〇
六九三	◎其他ノモノ （眞正磁器）	〃	三〇・〇〇
六九四	① 白若クハ單色ノモノ ② 二色以上ノ彩色若クハ金銀ノ縁ヲ取りタルモノ、其他類似ノ裝飾ヲ施シタルモノ	百 疋※	六〇・〇〇 <small>クローネ</small>

(19) 芬 蘭 (Finland)			
七六九	浴槽	課稅單位	一 疋
七六九	浴槽	稅率	二・五〇 <small>ファイニッシュマルク</small>
六九五	◎ファイアンス（其他別掲ナキ陶器ヲ含ム）	百	六〇・〇〇 <small>クローネ</small>
六九六	① 白若クハ單色ノモノ ② 二色以上彩色又ハ金銀ノ縁ヲ取りタルモノ又ハ類似ノ裝飾ヲ施シタルモノ	百 疋	一〇・〇〇
六九六	ノ	〃	一六・〇〇

(備考) (1) 三印ヲ附シタル磁器ノ内家庭用ノモノニ付テハ一九三四年七月一日ヨリ向フ三ヶ年間百疋ニ付十五クローネノ附加稅ヲ附ス。
(2) 稅番六九五、六九六ノ内家庭用ノモノニ對シ一九三五年六月三日ヨリ前者ハ百疋ニ付一〇クローネ、後者ハ九クローネノ附加稅ヲ實施ス。

(茶) 器

七七〇	便器及洗臺	一	二・五〇 ファイニッシュ・マルク
七七一	◎建築用裝飾品 袖ヲ掛ケザルモノ	〃	三・〇〇
七七二	袖ヲ掛ケタルモノ	〃	六・〇〇
七七三	◎別掲ナキ陶磁器(眞正磁器、木又ハ鐵ト結合シタルモノヲ含ム)	〃	五・〇〇
七七四	④白又ハ單色ノモノ	〃	
七七五	⑤二色以上ノモノ(金銀ニテ縁ヲ取りタルモノ、又ハ類似ノ裝飾ヲ施シタルモノ、一色又ハ數色ニシテ鐵以外ノ卑金屬ト結合シタル別掲ナキ磁器ヲ含ム)	〃	一一・〇〇
七七六	◎ファイアンス(模造磁器)及其他普通陶磁器、木又ハ鐵ト結合シタルモノヲ含ム	〃	
	④白又ハ單色ノモノ	〃	三・〇〇
	⑤二色以上ノモノ(金銀ニテ縁ヲ取りタルモノ)	〃	

(茶) 器

七七七	ノ、又ハ類似ノ裝飾ヲ施シタルモノ、一色又ハ數色ノ鐵以外ノ金屬ト結合シタル別掲ナキ陶器及ファイアンスヲ含ム)	一	六・〇〇 ファイニッシュ・マルク
七七八	◎床及壁タイル	〃	一・五〇
七七九	④單色ニシテ袖ヲ掛ケザルモノ	〃	三・〇〇
七八〇	⑤二色以上ノモノ又ハ袖ヲ掛ケタルモノ	〃	四・〇〇
七八一	◎ストープ用タイル及其裝飾 ④白又ハ單色ノモノ	〃	二・〇〇
七八二	⑤二色以上ノモノ、金、銀縁ヲ取りタルモノ又ハ類似ノ裝飾ヲ施シタルモノ	〃	三・六〇
	◎タンク、坩堝又ハ其他化學實驗室用品	〃	〇・六〇
	◎磨澤品及其他主トシテ裝飾用ニ供セラル、モノ、戸ノ又ハ第二次的ニ實用ニ供セラル、モノ、戸	〃	



税番	品目	課税單位	税率
七八三	④ 真正磁器製ノモノ	一 疋	七〇・〇〇 <small>フィニッシュ・マルク</small>
七八〇	⑤ 其他ノモノ	〃	四〇・〇〇
七八五	別掲ナキパイプ	〃	〇・一〇
七八六	◎ 煉瓦及タイル ④ 普通煉瓦	百 疋	〇・七五
七八七	◎ 其他、耐火、耐酸煉瓦、化學工業用プレート類、外装煉瓦、屋根用タイル ④ 釉ヲ掛ケザルモノ A、タイル B、耐火煉瓦	〃	四・〇〇
	(1) 溶融點攝氏一、九〇〇度以下ノモノ	〃	九・〇〇
	(2) 其他ノモノ	〃	二・〇〇

(参考)

棚飾、花立、花瓶、裝飾用皿、玩具以外ノ動物像、其他ノ置物、磁器製造花等(卑金屬、木竹等ト結合シタルモノヲ含ム)

(参考)

(20) 蘇 聯 邦 (Union of Socialist Soviet Republics)

税番	品目	課税單位	税率
七二	(一) 建築用及腰壁用煉瓦	正味百疋	〇・一一 <small>フィニッシュ・マルク</small>
	(イ) 粗雜ナル普通煉瓦	〃	二・五〇
	(ロ) 粗雜ナル煉瓦ナルモ型附又ハ貫穴ノモノ(ニ ヌヲ懸ケタルモノヲ含ム)及陶器製煉瓦	〃	〇・六〇
七三	(一) 氣孔アル捏土塊製ノ排水管及管型部分品 陶器製品、溶合セル捏土製及煉瓦ノブリタ	〃	一・五〇
	(イ) ニヌヲ懸ケザルモノ	〃	〇・六〇
	(ロ) ニヌヲ懸ケタルモノ	〃	一・五〇

七八八

C、其他
⑤ 釉ヲ掛ケタルモノ

〃 百 疋

二・〇〇
フィニッシュ・マルク
八・〇〇

- (二) 下水土管及其部分品沈澄井用框（ニスヲ懸ケタルモノニシテ内側ニ鞘筒狀ニ刻目アル管ヲ含ム）及石塊製給水用溝
- (三) 工場用石器（通常耐酸性ト稱セラル、モノ）及工場附屬品（例へバ壺、水差、瓶、貯水槽、冷却器、起重機、薄壁ヲ有スル管形ノ器械裝置ノ一部ノ連結線其他）但シ裝飾ナキモノ
- (四) 溶合セル石塊ニテ製シタル床敷用瓦、ニスヲ懸ケザルモノ（表面平滑ナラザルモノ及同様なル柱礎ヲ含ム）
- (イ) 表面單色ノモノ
- (ロ) 表面數色ノモノ及各種色彩ノ脚石
- (五) 陶器製ヲ除キタル壁被用粘土製瓦ニシテニスヲ懸ケタルモノ（各種ノ色繪具ヲ以テ彩色シ滑カナルモノ及彫刻シタルモノ）及柱礎瓦及

正味百疋

二・一〇〇 留 コヒツク

三・七〇

九・〇〇

一一・〇〇

七四

蛇腹瓦

- (イ) 白色又ハ單色ノモノ
 - (ロ) 單色模様及繪畫付ノモノ
 - (ハ) 金鍍金及各色模様及繪畫付ノモノ
- 普通粘土製土器類
- (一) 各種ノ屋根瓦
 - (イ) 裝飾及ニス無キモノ
 - (ロ) 裝飾アルモノ及ニスヲ懸ケタルモノ
 - (二) 煖爐用化粧瓦及同上腰壁用各種附屬品、蛇腹、メガリオン破風等平滑ニシテ浮彫模様ノモノ
 - (ニスヲ懸ケタルモノヲ含ム)
 - (イ) 白色及單色ノモノ
 - (ロ) 單色模様及繪畫付ノモノ
 - (ハ) 金鍍金及各色模様及繪畫付ノモノ
 - (三) 建築及室内裝飾用什器、女像柱、圓形浮彫、

正味百疋

一一・〇〇 留 コヒツク

一五・〇〇

二一・〇〇

〇・六〇

一・五〇

五・五〇

一一・〇〇

一八・〇〇

（新 冊 形）

胸像、肖像等

(四) 特ニ掲ゲザル陶器製器、ニスヲ懸ケタルモノ
及陶器碎片溶合物
(平滑ナルモノ又ハ印刻模様及浮彫模様附テ
含ム)

(イ) 色彩無キモノ、單色ノ銘、模様、繪付ノモ
ノヲ含ム

(ロ) 色彩、鍍金、其他裝飾アルモノ

七五 陶器類

(一) 白色及單色製品、着色アル捏粉土製、但シ印
刷模様又ハ鑄型模様其他ノ裝飾無キモノ

(二) 單色ノ題字模様及繪畫付ノモノ、着色アル捏
粉土製ナラザルモノ

(三) 鍍金、各種色彩模様、繪畫其他ノ裝飾アルモ
ノ、室内裝飾用品(但シ單色色彩モノヲ含ム)

正味百疋

九一・〇〇留 コベツク

六・〇〇

一八・〇〇

二一・〇〇

三〇・〇〇

六一・〇〇

（新 冊 形）

七六 磁器類

(一) 特ニ掲ゲタルモノヲ除キタル白色又ハ單色ノ
磁器類
(印刷模様又ハ鑄型模様付ノモノ並ニ單色ノ
題字組合セ文字及紋章入製品ヲ含ム)

(二) 特ニ掲ゲタルモノヲ除キタル磁器製品金鍍金
縁及輪縁付繪畫入彩色及金鍍金模様、唐草模
様、花及其他類似ノ裝飾付製品、室内裝飾用
白色及單色ノ磁器額及素燒品(其他ノ材料ヲ
接合セザルモノ)

(三) 室内裝飾用磁器及素燒品、即チ花瓶、小肖像
ニシテ各種ノ色彩アルモノ、繪畫、金鍍金及
其他ノ裝飾付ノモノ、磁器類ノ造花等ノ細工
品即チ花冠、花束等ノ如キモノ(他ノ材料ヲ
附加セルモノヲ含ム)

正味百疋

六一・〇〇留 コベツク

三六六・〇〇

七四〇・〇〇

(波蘭、致須國)

(21) 波 蘭 (Poland)

税 番	品 目	課 税 單 位	課 税 率
	磁 器	百 疋	
	(1) 白色ノ無地モノ		一〇〇・〇〇 ^{クローナ}
	(2) ヘリニ着色アル白色モノ		一三〇・〇〇
	(3) ヘリニ金色着色ノモノ		一六二・五〇
	(4) 一色ノ無地モノ		一三〇・〇〇
	(5) 模様アル彩色モノ		二七〇・〇〇
	(6) 金色ノ模様アル彩色モノ		自三二〇・〇〇 至八四〇・〇〇
(備考)	(1) 外ニマニフレクション・チャーチ一〇%ノ課税アリ。		

(22) 致 須 國 (Czechoslovakia)

第二十七章 陶磁器類

(致 須 國)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率	増 率 係 數	乘 率 増 率 ノ
四二二	普通陶器及普通石器(特掲ノモノヲ除ク) 黒鉛製品	百 疋	三・〇 ^{クローナ}	一〇	三〇 ^{クローナ}
四二二	普通粘土ヲ材料トスル普通陶器ニシテ焼ニ ヨリ色ヲ出シタルモノ	〃	一・八	一〇	一八
四二三	注意 四二二及四二三番ノ商品中木又ハ 鐵其他卑金屬ヲ以テ接合セルモノ 電氣技術上ノ目的ニ供スル絶縁體或ハ金屬 ヲ取付タルモノ(但シ他ノ物質ト結合シタ ルモノニアラザルモノ)	〃	五・〇	一五	七五
	(A) 白色ノモノ	〃	二〇・〇	三〇	六〇〇
	(B) 有色ノモノ、縁ヲ有スルモノ、彩色セ ルモノ、プリントシタルモノ、金銀ノ 鍍金ヲ施シタルモノ	〃	三六・〇	三〇	一、〇八〇

四二四

磁器

(A) 鉢及笈ノ一部分、玩具及競技用品(人形ノ頭ヲ除ク) 綺麗ナ小間物(ニツクナツク及化粧品)

(1) 白色ノモノ

(2) 有色ノモノ、縁ヲ有スルモノ、彩色シタルモノ、印刷シタルモノ、金銀

鍍金ヲ施シタルモノ(其他普通ノ材料ヲ合セタルモノ及合セザルモノ)

(B) 其他

(1) 白色ノモノ

(2) 有色ノモノ、縁ノアルモノ、彩色シタルモノ、印刷シタルモノ、金銀鍍金ヲ施シタルモノ(他ノ普通材料ト合成ノモノナルト否トヲ問ハズ)

百疋

二〇クローネ

一五

三〇〇クローネ

四〇

一五

六〇〇

一七

一五

二五五

三六

一五

五四〇

四二五

陶土器(特掲セザルモノ)

(注意) 人形ノ首ハ無税

(A) 工業上並ニ衛生設備用ノモノ(四二三番ニ掲ゲタルモノヲ除ク)

(1) 一色ノモノ

(2) 二色以上ノモノ、縁アルモノ、彩色シタルモノ、印刷シタルモノ、金銀鍍金シタルモノ

(B) 其他

(1) 一色ノモノ

(2) 二色以上ノモノ、縁アルモノ、彩色シタルモノ、印刷シタルモノ、金銀鍍金シタルモノ

其他ノ陶土器(他税番ニテ課税セラレザルモノ)

百疋

一五クローネ

一五

二二五クローネ

二五

一五

三七五

二二

一五

一八〇

二〇

一五

三〇〇

(税 率 表)

ブルガリア

税番	品目	課税単位	税率
四二七	(A) 普通材料ヲ用ヒタルモノ (B) 美麗ナル材料ヲ用ヒタルモノ (C) 非常ニ美麗ナル材料ヲ用ヒタルモノ 第二十七章ノ陶磁器 (前掲全部) ニ貴金屬ヲ取付ケタルモノ (A) 金ヲ取付ケタルモノ (B) 銀ヲ取付ケタルモノ	百疋 三六 ^{クローネ} 一一〇 二四〇 〃 〃	一五 一五 一五 一六 一六 一六
			五四〇 ^{クローネ} 一、八〇〇 三、六〇〇 一三、六〇〇 九、六〇〇

(23) ブルガリア (Bulgaria)

税番	品目	課税単位	税率
二七四	磁器 (普通材料ト合成セルモノ又ハ合成セザルモノ) (A) 一色ノモノ (但シ浮彫ノ有無ヲ問ハズ)	百疋	三五 ^{金レフ}

希臘

税番	品目	課税単位	税率
一三九	(一) 普通陶磁器 建築用窯業品 (釉藥、エナメル彩色ヲ施サバルモノ) A、煉瓦 (イ) 普通粘土製ノ密質及ビ中空ノモノ (ロ) セメント製 (ハ) 耐火煉瓦 B、タイル、屋根用材	正味百疋 〃 〃	一一〇 ^{金ドラクマ} 一一〇 一一〇

(24) 希臘 (Greco)

第十二部 陶磁器及硝子製品 (註1)

	(B) 數色彩色ノモノ、鍍金セルモノ	百疋	七〇 ^{金レフ}
--	--------------------	----	-------------------

一四〇	<p>(イ) 普通ノ形状ノモノ (ロ) 平面ナルモノ (ハ) セメント及ビ石綿製ノ屋根用版石 (ニ) 凡ユル形態ノパイフ (ホ) 版石、タイル、石材(鋪裝及壁用ニシテ粘土及セメント製ノモノ、但シ混合モノヲモ含ム) (ヘ) 建築用裝飾品</p> <p>税番一三九記載ノ窯業製品ニシテ釉藥、エナメル又ハ彩色ヲ施セルモノ或ヒハ異レル材料ヲ以テ被覆サレタルモノ(普通一色又ハ數色彩色ノモノ)</p> <p>(附記) 獨逸ニ對スル特惠ハ 普通粘土製ノストープ用タイル(一色又ハ多彩ノモノ)ハ本税番ニ依リテ課税サル</p>	<p>正味百疋 〃 〃 〃 〃 〃</p>	<p>三・〇<small>金ドラフ</small> <small>(註二)</small> 六・〇<small>(註三)</small> 一〇・〇<small>(註四)</small> 五・〇 五・〇 六・〇</p>
		<p>〔税番一三九記載ノ各税率ノ〕</p>	<p>四〇%増<small>(註五)</small></p>

一四一	<p>耐火材料ヨリ成ル工場及ビ實驗室用諸器具(即チ坩堝、レトルト(蒸溜器)、竈、煙管等ノ類)家庭用或ヒハ室内裝飾用品及ビ其他特掲セザルモノ</p>	<p>百疋</p>	<p>六<small>金ドラフ</small></p>
一四二	<p>A、釉藥或ヒハエナメルヲ施サルモノ B、釉藥或ヒハエナメルヲ施セルモノ C、一般的ナ濾材(他ノ材料ヲ混ヘ或ヒハ混ヘザルモノ)</p>	<p>〃 〃 〃</p>	<p>八 一・二 二・〇</p>
一四三	<p>(二) ファイアンス陶器 ファイアンス陶器 A、食卓用品(一色亦ハ多彩、浮彫(盛上ゲ)有リ又ハ無キモノ、一定ノ或ヒハ波型ノ縁取り有ルモノ) (イ) 彩色セザルモノ (ロ) 彩色又ハ銘ヲ施セルモノ</p>	<p>〃 〃</p>	<p>三・〇 六・〇</p>

	(ハ) 金銀着色ノモノ	百	八〇
	B、裝飾品	〃	八〇
	C、家庭用品(煖爐、浴槽、流シ、衛生用品等)	〃	三〇
	D、其他特掲無キファイアンス陶器	〃	三〇
	E、釉薬又ハエナメルヲ施シ又ハ施サザル白色又ハ彩色ノファイアンス陶器、磁器製ノ版石、角石、屋根用タイル、八耗以上ノ厚サノ床及ビ壁用タイル	〃	一五
	(イ) 粘土(ベースト) 中又ハ表面ノ一色ノモノ	〃	一五
	(ロ) ベースト 中又ハ表面ノ多彩ノモノ又ハ銘字ノ有ルモノ	〃	二〇
一四四	(三) 磁器類	〃	二〇
	磁器類	〃	二〇
	A、他ニ特掲セザル食卓用品	〃	五〇
	(イ) 無地モノ	〃	五〇

	(ロ) 繪付又ハ頭字、銘字有ルモノ	百	一二〇
	(ハ) 金銀繪付モノ	〃	一二〇
	B、美術裝飾品	〃	一五〇
	支那及ビ日本風ノモノ(塑造ノモノ各種)	〃	一五〇
	C、瓶ノ機械栓(磁器及針金製ニシテコム環ヲ附シタルモノヲ含ム)	百	二〇〇
一四五	電氣用品一切(金屬部分ノ附着セルモノヲ含ム)	百	二〇〇
	A、鈴型ノ碍子	〃	二〇〇
	B、分散板ヲ形成スル部分品、其他特掲セザル電氣用品一切	〃	四〇

(備考) (1) 従量税ハ貨物ノ純重量ニ依ル。
 (2) 附加税ハ従價一・五%トス。
 (3) 本邦品ハ最低税率ノ適用ヲ受ケ且ツ最惠國條款ニ依リ左記協定税率ニ均當スル事ヲ得。

(金)

金ドラクマ

金ドラクマ

(註六)

(註七)

二〇〇% (附加税)

金ドラクマ

(註八)

(獨逸)

税番	品目	課税單位	税率
	(註一) 第十二部ノ凡テノ税率ハフィンランドニ對シテハ特惠率ヲ適用セラル。		二・二五金ドラクマ
	(註二) 佛蘭西、ルーマニアニ對シテハ下記協定税率ヲ適用	協定税率	四・五〇%
	(註三) ユーゴスラビヤ、佛蘭西、ルーマニアニ對シテハ		七・五〇%
	(註四) 前項(註三)ニ同ジ		四〇%増シ
	(註五) 獨逸ニ對シテハ		一〇〇金ドラクマ
	(註六) 同		一二〇%
	(註七) 同		一二〇%
	(註八) 同		二一〇%

(25) 奧地利 (Austria)

税番	品目	課税單位	税率
三六二	陶磁器	百疋	二八
	(イ) 白色ノモノ		ゴールドクローネ

(獨逸)

(26) 獨逸 (Germany)

税番	品目	課税單位	税率
七二二	粘土製陶器(燒イテ着色セルモノ、糖轆ニテ成型セルモノ)	正味百疋	無税
	(1) 袖ヲ掛ケザルモノ	百疋	一・五〇
	(2) 袖ヲ掛ケ一色以上ノ着色ノモノ	百疋	二〇・〇〇
七三〇	陶器(單色ノモノ)	額皿、立像ノ類	七五・〇〇
		其ノ他ノモノ	一六・〇〇
七三一	陶器(多數彩色ノモノ)		
七三二	陶土器(磁器及磁器ト看做スベキモノハ一切除		

(ロ)	色彩ヲ施シタルモノ	百疋	四〇
	銀色又ハ金色ノモノ		ゴールドクローネ

品目	税率
外ス)但シ他種材料ヲ加工セルモ之ガ合成ノ結果他ノ高キ關稅ヲ適用サレザルモノ	五〇・〇〇 <small>ライヒス馬克</small>
(註) 前掲稅番七三三ニ於テ課稅品ガ各種外裝込ノ場合包裝重量トシテ總重量ヨリ左記ノ割合ヲ差引キタルモノニ課稅ス。	
割引率	
(1) コロツケヲ入レタル土器ヲ箱ニ入レ其ノ箱ガ分解シ得ルモノ	一四%
(2) 一般ノ箱入ノ場合及樽入ノ場合	一二・二%
(3) 籠入ノ場合	一三%
陶磁器 (軟質ノモノ、素燒ノモノ、光澤無キハ —リアン燒)	
(1) 白色ノモノ	百 貳 二八・〇〇 <small>ライヒス馬克</small>
(2) 有色ノモノ (袖ヲ掛ケタルモノ、掛ケザルモノ、鍍金セルモノ)	百 貳 九〇・〇〇
(3) 他種材料ヲ加工セルモ之ガ合成ノ結果他ノ高キ關稅ヲ適用サレザルモノ	百 貳 九〇・〇〇
(註) 前掲稅番七三三ニ於テ課稅品ガ各種外裝込ノ場合包裝重量トシテ總重量ヨリ左記ノ割合ヲ	

品目	税率
外ス)但シ他種材料ヲ加工セルモ之ガ合成ノ結果他ノ高キ關稅ヲ適用サレザルモノ	五〇・〇〇 <small>ライヒス馬克</small>
(註) 前掲稅番七三三ニ於テ課稅品ガ各種外裝込ノ場合包裝重量トシテ總重量ヨリ左記ノ割合ヲ差引キタルモノニ課稅ス。	
割引率	
(1) 箱入ノ場合	三七%
(2) 樽入ノ場合 (花瓶又ハ食器ヲ入レタルモノ)	四三%
(3) 籠入ノ場合	一二・二%
陶磁器ノ破片	一三%
差引キタルモノニ課稅ス。	
④ 花瓶ヲ入レタルモノ	三七%
⑤ 食器ヲ入レタルモノ	四三%
⑥ 其他ノ陶磁器ヲ入レタルモノ	一二・二%
(2) 樽入ノ場合 (花瓶又ハ食器ヲ入レタルモノ)	三六%
(3) 籠入ノ場合	一三%
無 稅	

(27) 丁 抹 (Denmark)

品目	税率
① 磁器並ニ素燒ノモノ シヤンデリヤ、キャンデラブラ、ブラケット、	一三%

	<p>蠟燭立、ランプ及同部分品、文具セツト、文鎮、紙ナイフ、灰皿、煙草入、喫煙用具、燐寸立、時計臺、鏡臺、ブラツシ其他ノ化粧室用品臺、白粉入、額縁、盆等、食卓ノ飾臺、花瓶、ジャム皿、ボンボン入、花立、立像、其他ノ置物 (但シ白地ノ施釉磁器及何等ノ飾リナキモノヲ除ク)</p>	<p>〔一〕 並 從 價 疋</p>	<p>一 〇・〇 一五%</p>
<p>一二四</p>	<p>其他金銀鍍金又ハ着色彩色(但シ單色ノモノヲ除ク)又ハ其他ノ裝飾又ハ透シ細工ヲ施セルモノ、紐釦等</p>	<p>一 疋</p>	<p>一 〇・〇 〇</p>
<p>一二五 A</p>	<p>其ノ他金屬材料加工ノモノ(但シランプ並同部分品ヲ除ク)</p>	<p>〃 〃</p>	<p>〇・七 〇</p>
<p>一二五 B</p>	<p>其ノ他ノモノ (以上ノ風袋課税ハ實地調査ニ基キテ課税セラル)</p>		<p>〇・三 一</p>

<p>一三〇</p>	<p>建築用ノ美麗ナルオーナメント、ストーブ、煙突、ストーブ用タイル、浴槽、手洗、衛生用品、小便器及同類ノモノ(但シファイアース陶器ヲ除キ又前掲セルモノ以外ノ型ノモノヲ除ク)普通陶器製品 箱及樽ノ場合 三割五分 籠ノ場合 二割五分 (註)「普通陶器」トハ無地陶器製手洗、花瓶、井、水差、土瓶、壺、碗其他ノ家庭用品、所謂タツチ及ブレーメン妬器ヲ含ム ◎其他ノ製品ニ依ルモノ (前掲磁器並ニ素焼以外ノモノ) (税番一二三ニ掲載セル品目ト同一ノモノ) 金、銀鍍金又ハ着色彩色(但シ單色ノモノヲ除ク)又ハ其他ノ裝飾又ハ透シ細工ヲ施シタルモ</p>	<p>一 疋</p>	<p>〇・〇 四</p>
<p>一三二</p>		<p>〔一〕 並 從 價 疋</p>	<p>〇・三 三二</p>
<p>一三三</p>			<p>一五%</p>

	ノ、内	一 疋	〇・三二一 〇・二二五 〇・一二五
A 眞正又ハ擬ヒノ金銀鍍金ヲ施セルモノ (風袋課税、税番一三一並ニ一三二Aハ實地調 査ノ上課税)			〇・三二一
B 其他ノモノ	〃	〃	〇・二二五
C 然ラザルモノ	〃	〃	〇・一二五
以上ノ風袋課税 箱ノ場合 三割五分 籠ノ場合 二割五分 (但シ粘土製喫煙パイプノ箱ノ場合ハ三割五 分、其他ノ場合ハ實地調査ノ上課税)			

(備考) (1) 従課税ノ基準ハ買付場所ニ於ケル當時ノ卸賣輸出價格ニ内外包装込、保険料、運送料等ノ諸掛ヲ加ヘタルモ
ノトス、但シ貨物ガ丁抹國ノ最初ノ到着港ニ於テ陸揚セラレタル以後ノ別途諸掛ハ基準價格ニ包含セラレズ。
(2) 課税價額ノ計算ハ凡テ買付當日ノレートヲ以テス、日時不明ノ場合丁抹税關ハインボイス面日附、又ハ夫ガ
明ニインボイス面日附ナラザル事判明セバ其以前ノレートヲ以テスベク又何レモ不明ノ場合ハ貨物ガクリヤ
ーセラル、當日ノレートヲ以テス。

(28) 和 蘭 (Holland or Netherlands)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
一	陶磁器 (一) 精製品 (二) 半製品	從 價	一一% 六%

(備考) (1) 陶磁器高級品 (家庭用品中金、銀、プラチナ等ノ裝飾ヲ施シタルモノ、食器ニテ朝食用一組十九個二十二盾
五十仙以上ノモノ、茶珈琲用食器ニテ一組十六個十五盾以上ノモノ、食器一組六十七個百盾以上ノモノ、一
打八盾四十仙以上ノ皿付茶碗、一打五盾以上ノ茶碗及一打三盾四十仙以上ノ皿、家庭裝飾用陶磁器ニテ一個
十盾以上ノモノ) ニ對シテハ外ニ特別輸入税從價一〇%、附加税二%ヲ、安物ニ對シテハ從價二%ヲ課税セ
ラル。
(2) 但シ當國ニ於テハ一九三二年十二月廿四日附「非常時輸入法」及一九三三年十月十七日附「改正非常時輸入
法」ニ基キ陶磁器ニ付テモ輸入割當制ヲ實施シ居レリ。
(3) 外ニ一般附加税、從價一%アリ。

(29) 白耳義 (Belgium)

税番	品目	課税單位	税率
八〇六	坩堝、レトルト、マツフル、導管、排汽管(大、小共)其他土、粘土製ノ耐火品(但シ煉瓦及マグネシア、セメント又ハ凍石製坩堝ヲ除ク)	百 疋	五・五二 ^法
八〇七	石墨又ハ黒鉛ペースト製ノ坩堝並其他ノ製品	〃	九・二〇
八一〇	土製タイル又ハ曲瓦	〃	
	(A) インターロツキングナラザルモノ		
	(1) エナメル又ハ釉藥ヲ施サバルモノ		無 税
	(2) エナメル又ハ釉藥ヲ施セルモノ	百 疋	一・七二 ^法
	(B) インターロツキングノモノ		
	(1) エナメル又ハ釉藥ヲ施サバルモノ	〃	一・七二
	(2) エナメル又ハ釉藥ヲ施セルモノ	〃	二・五九

八一二	燒キタル天然土ヲ以テ作レルパイプ (曲リ角、接續用及附屬物)		無 税
	(A) 釉藥又ハエナメルヲ施サバルモノ		
	(B) 釉藥又ハエナメルヲ施セルモノ (排水管其他ヲ含ム)	百 疋	二・三〇 ^法
八一三	普通ノ土製植木鉢		
	(A) 釉藥又ハエナメルヲ施サバルモノ	〃	二・三〇
	(B) 釉藥又ハエナメルヲ施セルモノ	〃	三・四五
八一四	粘土製パイプ(ピース物)		
	(A) エナメル又ハ釉藥ヲ施サバルモノ	〃	一七・二五
	(B) エナメル、釉藥又ハ裝飾ヲ施セルモノ 他ニ特掲ナキ普通陶器	〃	四一・四〇
八一五	鋪装用タイル、平板	〃	一三・八〇
	(A) エナメル、釉藥ヲ施サズ、裝飾浮彫ナキモノ	〃	六・九〇
	(B) エナメル、釉藥ヲ施シ、裝飾浮彫アルモノ	〃	一三・八〇

百 疋

八一六

鋪装用タイル、平板
(普通粘土製、煉瓦用粘土製ノモノ)

(上等粘土製、柘器製ノ厚手モノ)

(A) 厚ミ三五種以上ノモノ

(B) 厚ミ一五耗以上三五種迄ノモノニシテ (註一)

(1) 一色ノモノ

(2) 多数彩色ノモノ、但シ裝飾並加工ヲセザ

ルモノ (註二)

(3) 裝飾加工セルモノ

八一七

柘器、上等陶器、ファイアンス製化粧タイル

(A) 白色ノモノ (註三)

(B) 其他ノモノ

(1) 一色ノモノ

(2) 多数彩色ノモノ (註四)

八一八

柘器又ハファイアンス陶器製衛生用品 (註五)

百 疋

一・四四

三・四五

五・一七

六・九〇

一〇・三五

二六・〇〇

三五・〇〇

四九・〇〇

(流シ、浴槽ヲ含ム)

百 疋

五五・二〇

(A) 一色ノモノ

六九・〇〇

(B) 其他ノモノ

(A) 化學用器具

一七・二五

(B) 總ユル型態ノバイフ

六・九〇

(C) 他ニ特掲ナキ其他ノモノ

一〇・三五

八一九

普通柘器製ノ陶器
化粧タイルニ屬スル厚サ一五耗以下ノタイル、平板。

(註一) 一色ノ印刷模様アルタイル、平板ヲ含ム。

(註二) クリーム色、象牙色又ハ黄ボカシノタイル

ヲ含ム。

(註三) 一色ノ地ニ模様ヲ印刷セルタイルヲ含ム。

(註四) 金屬部分アルモノハ當該稅番ニ基キ夫々別

個ニ課稅セラル。

百 疋

八二二	ファイアンス陶器又ハ磁器製造花 (A)花環用ノモノ (B)其他ノモノ	從價	一一・五〇% 二三・〇〇%
八二二	義齒(磁器、磁瑯又ハ類似ノ材料ヲ以テ作りタルモノ、貴金屬ノ附屬アルモノ又ハ無キモノ)	〃	一七・二五%
八二四	他ニ特掲無キファイアンス、マチヨリカ、上等 炆器、上等粘土製什器 (A)一色ノモノ (B)一色ノ裝飾アルモノ、但鍍金ナキモノ (C)金色又ハ數色ノ彩色アルモノ	〃	六〇・〇〇 ^法 八八・〇〇
八二五	他ニ特掲ナキ磁器製什器(素焼ノモノ、バーリアン焼ヲ含ム) (A)白色ノモノ (B)白色以外ノモノ、一色裝飾ノモノ (C)金色又ハ數色ノ彩色アルモノ	〃	一一二・〇〇 一五〇・〇〇 二〇〇・〇〇 二五〇・〇〇

八二六	税番八二四、八二五ニ含マレタル什器ニシテ附屬部分アルモノ (A)金、銀、鍍金セル普通金屬ノモノ (B)其他ノ普通金屬ノモノ	從價	二五・〇〇% 二〇・〇〇%
八二七	胸像、立像、小像、人形其他家庭用、事務室用ノ裝飾品 (A)アラバスター、大理石、其他ノ石、プラスチック、セメント、人造大理石ヲ以テ加工セルモノ (B)陶器製ノモノ (C)炆器、ファイアンス、マチヨリカ、磁器、バーリアン焼、素焼ノモノ	〃	二五・〇〇% 二五・〇〇% 二五・〇〇%

(備考) (1)「從價」ハCIF値段、「從量」ハ正味ヲ以テ課税基準トス。
(2)税番八二四、八二五ノ食器類ニハ税額並ニCIF値段ノ合計ノ二・五%ノ取引税、裝飾品ニハ同九%ノ奢侈税ヲ課徴セラル。

(英 吉 利)

(30) 英 吉 利 (United Kingdom of Great Britain)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
	(1) 陶磁器及其他成形セラレタル燒粘土製品 (i) 屋根用タイル、ベージュイング・タイル (ii) 釉藥ヲ施シタル壁用及煖爐用タイル (iii) 衛生用ノモノ (a) 排水管、アングル、ベンド、エルボウ及 トラツブ等ノ接続部分 (b) 其他ノ衛生用ノモノ (iv) ウイトリファイナラザル耐火陶器製ノ臺所 調理用ノモノ (v) 主トシテ家庭調度用ノモノ並同合成品ニシ テ前掲(i)(ii)(iii)及(iv)各項以外ノモノ	從 價 〃 〃 〃 〃 Net Cwt (百十二 ^{法度})	一五% 三〇% 一〇% 三〇% 三三・三分ノ一% 一 ^{法度} 五%

英國關稅定率表ニ
ハ稅番ナシ

(佛 蘭 西)

(31) 佛 蘭 西 (France)

(※印ハグロス・ウエイト課稅ヲ意味ス)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
三三二	普通粘土製耐火陶器 (イ) 湯溜 (鑄鐵爐ノ) レトルト・マツフル・ミル (ロ) 其他ノ粘土製容器 (ハ) 煉瓦 (ニデシメートル立方以下) (ニ) 其他總テノ種類及大サノ煉瓦	百 斤 〃 〃 〃	九 ^法 ・〇〇 ^{センチム} 八・〇〇 三・二五 四・五〇
	(vi) フリツク・アース又ハ粘土製ノ煉瓦及耐火 煉瓦ヲ除キタル其他ノモノ	從 價	一〇%

(備考) (1) 本稅率ハ一〇%ノ一般從價稅ヲ含メタルモノナリ。
 (2) 「從價」ノ意義ハ諸掛雜費ヲ含ムcif値段ノ謂ナリ。

(他 備 西)

三三三二	其他ノ耐火陶土器 (1)煉瓦及硅酸、アルミナ、ホーキサイト、 マグネシア等ヲ基礎トシタルモノ (2)坩堝等ノ炭素誘導體	百 疋	※ 六・五〇 ^法 ※ 三五
三三三三	排水 土 管 (普通ノ陶磁器製ニシテ垢製ノモノニエナメル、ニス等ヲ施シタルモノハ三三三九番ニ掲グ)	〃	※ 二〇四
三三三四	普通陶器製花瓶	〃	※ 三・七六
三三三五	喫煙用パイプ (粘土製)	〃	無 税
三三三六	其他ノ粘土製陶土器ニシテ ニス又ハエナメルヲ施サバルモノ (1)曲リタルモノ又ハ彩色シタルモノ (2)一色ノモノニシテ裝飾アルモノ	〃 百 疋	※ 一・五六 ^法 ※ 五・八五
三三三七	ニス又ハエナメルヲ施シタル粘土製陶土器 (1)繪ヲ畫カザルモノ又彎曲裝飾ナキモノ	〃	※ 九

(備 西 器)

三三八	(2)一種以上ノ浮出裝飾ヲ施シタルモノ 什器及化學製品製造用部分品 (垢器) (1)エナメルヲ施サバルモノ (2)エナメルヲ施シタルモノ	〃 〃	※ 一三 ※ 二五
三三三九	導管ノ類 (垢器) (1)エナメル又ハニスヲ施サバルモノ (2)エナメル又ハニスヲ施シタルモノ	〃 〃	※ 一〇・二〇 ※ 二〇・四〇
三四〇	其他ノ垢器類 (1)エナメルヲ施サバルモノ (2)エナメルヲ施シタルモノ	〃 〃	※ 二〇・四〇 ※ 三五・七〇
三四一	ペーストヲ以テ造レル垢器 裝飾アルモノ、裝飾ナキモノ、浮出裝飾アルモノ、エナメルヲ塗シタルモノ (其ノ種類ニ從ヒファイアンスノ課稅率ニ依ル)	〃	※ 三五・七〇
三四一ノ二	砂土、普通粘土ヲ以テ造リタル衛生設備用フア	〃	※ 二五 ^{サンチム}

(德 國 西)

三四二

アイアンズ及炬器

- (1) 白色 (乳白色及象牙着色モノヲ含ム)
- (2) 其他ノ裝飾アルモノ

(一) 陶製タイル、舗石

- (1) ニス又ハエナメルヲ施サバル普通粘土製ノモノ
- (2) ニス或ハエナメルヲ施シタルモノ (普通ベ

ー ストヲ以テ造ラレ錫ヲ含ムファイアンス

トシテ取扱ハレ種類ニヨリ税率ヲ細別ス)

(二) 同普通上製ノモノ

- (1) ニス又ハエナメルヲ施サバルモノ
- (2) ニス又ハエナメルヲ施シタルモノ

(ファイアンストシテ取扱ハレ種類ニヨリ税率ヲ細別ス)

(三) 同焼物炬器 (砂土) 製ノモノ

百 疋

※ 五六

サンナム

※ 二・〇四

※ 八

(德 國 西)

三四五

上製ファイアンス或ハマジヨリカ陶器ニシテ、特ニ裝飾ナキモノ (1) 素焼ノモノ

三四四

種々ナル色ノ釉藥ヲ施シタルモノニシテ肉筆ニテ繪ヲ描キ又ハ印刷シ或ハ浮繪ノ上ニ更ニ手ヲ入レタルモノ

アイアンス)

其他ノ色ヲ有シ更ニ加工ニ依リ一色ノ浮繪ヲ有スルモノ (普通ベーストヲ以テ造リ錫ヲ含ムフ

三四三

着色ベーストヲ材料トスルモノニシテ白色又ハ器トシテ取扱ハレ種類ニヨリ税率ヲ細別ス)

(3) エナメルヲ塗色シタルモノ (ファイアンス陶

器トシテ取扱ハレ種類ニヨリ税率ヲ細別ス)

(1) 單色ニシテ裝飾ナキモノ

(2) 數色彩色ノモノニシテ裝飾アルモノ又ハ穴ヲ穿チタルモノ

百 疋

※ 一八

サンナム

※ 二六

※ 三六

※ 七二

※ 四二

(佛 蘭 西)

品 目	課 税 單 位	稅 率
三四六 同上裝飾ヲ施シタルモノ、ニスヲ掛ケタルモノ	百 疋	※ 五四 ^法 ナニチム
(2) 單色ノ釉藥ヲ掛ケタルモノ	〃	※
(1) 素燒ノモノ	〃	※ 七一
(2) 釉藥ヲ施シタルモノ	〃	※ 九六
三四七 A 磁 器		
(1) 白色ノモノ	〃	※ 四〇・〇〇 (100) ^法
(2) 繪裝飾アルモノ	〃	※ 一〇〇・〇〇 (100)
(3) 繪裝飾アル厚手ノモノ	〃	※ 一〇〇・〇〇 (100)
三四七 B 茶器及珈琲器		
(1) 白色磁器製ノモノ	〃	※ 四〇・〇〇 (100)
(2) 裝飾アル磁器製ノモノ	〃	※
① 金線ニアラザル一色ノ線ヲ有スルモノ	正味百疋	100・00 (100)
② 金線及二色ノ線ヲ有スルモノ	〃	110・00 (110)
③ 其他ノ意匠ヲ施セルモノ	〃	110・00 (110)
④ 裝飾アル厚手ノ茶器及珈琲器	〃	100・00 (100)

(西 班 牙)

(32) 西 班 牙 (Spain)

稅 番	品 目	課 税 單 位	稅 率
九〇	陶器(食卓用品、化粧用品、寫真用品、他ニ特掲ナキモノニシテ)		
九一	白色又ハ單色ノモノ 陶器(九〇番掲載ノ品目ノモノニシテ)	風袋込百疋	五〇 ^{金メソ}
九二	二色以上着色ノモノ、裝飾アルモノ 磁器(前掲ノモノニシテ化學用品ヲ含ミ、他ニ	〃	七〇

(備考) (1) 稅番三四七ノA及Bノ内食卓用及臺所用磁器並ニ珈琲器及茶器ニ付テハコシタニヤンノ範圍内(一九三五年度ハ純重量五千二百五十キントル・メトリツク)ニ於テ各稅率ノ四分ノ一(即括弧内ニ示セル普通稅率)課稅ノ利益ヲ享有ス。但シリオシ税關通關分ハ此ノ限リニ非ズ。
(2) 外ニcif値段ノ二五%ノ爲替補償附加稅。取引額ノ六%ノ取引稅アリ。

葡 萄 牙

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
九三	特掲ナキモノニシテ 白色ノモノ 磁器(前掲ノモノニシテ)	風袋込百疋	六〇 ^{金メソ}
九五	二色以上着色ノモノ、裝飾アルモノ 陶磁器及土器製ノ裝飾用品	正味一疋	七五 四

(備考) (1)食卓用品、化粧用品、科學用品、衛生用品、保温用品、鍋ノ類ハ包装箱ノ場合二五%、籠ノ場合八一四%ヲ夫々總重量ヨリ差引キテ課税セラル。
(2)以上ノ外ノモノニ對シテハ孰レモ正味重量(但シ内包装込ミ)ニ對シ課税セラル。

(33) 葡 萄 牙 (Portugal)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
八一四	陶器、ファイアンス又ハ磁器製(小像、灰皿、動物像、壺、揚子入、指洗、水盤ノ類)	一 疋	〇・四〇 ^{金メソ}

瑞 士

(34) 瑞 士 (Switzerland)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率	風袋附加税
六八〇A	蒸發皿、乳鉢、目盛杯、スタンド	百 疋	一五・〇 ^{瑞西法}	二〇%

(備考) (1)從量税ノ單位ハ「法定純量」即チ商品自體ノ純量ニ内部包装ノ全部又ハ其ノ一部ノ重量ヲ加算セルモノナリ。

八二八	磁器(前掲以外ノモノ)	〃	〇・五五
八二七	白色磁器ニシテ繪付其他如何ナル裝飾ヲモ施サ バルモノ	〃	〇・四五
八一八	ファイアンス陶器並ニ上等磁器(同上以外ノモノ)	〃	〇・二三
八一七	ファイアンス陶器並ニ上等磁器 (但シ繪付其他如何ナル裝飾ヲモ施サバルモノ)	〃	〇・一八
八一六	ファイアンス又ハ硝子製ノ釦	〃	〇・五〇
八一五	磁器(前掲ノ品目ノモノ)	一 疋	〇・八〇 ^{金メソ}



(伊 太 利)

税 番	品 目	課税單位	税 率	備 考
六八〇B	其他ノモノ(食器、臺所用品ヲ含ム) (特殊品内譯) 磁器製造花、幕用ノ磁器製環及ビ流蘇(フ サ)、磁器製ノ塗壺(鉢)並ニ直徑二〇〇糎 以上ノセルロイド蓋付ノモノ	百 疋	四〇・〇 _糎	二〇%
六八一	一般稅率上特別ニ名稱ナキモノ (特殊品内譯) 素描ニテ彩色サレタ七寶燒ノ土製パイフ (粗製ノ彩色セザルモノハ稅番六七七、煙 管ノ雁首ハ稅番一一四四及ビ一一四五適用)	〃	四〇・〇	二〇%

(35) 伊 太 利 (Italy)

税 番	品 目	課税單位	税 率	備 考
五七六	マジヨリカ燒(有色ベーストノモノニシテエナ			

(伊 太 利)

税 番	品 目	課税單位	税 率	備 考
五七七	陶土器(白色ベースト) メル又ハ不透明ナルニスヲ以テ蔽ハレタルモノ) (一)白色又ハ一色ニ着色シタルモノ (二)種々ナル色合ノモノ又ハ裝飾ヲ施シタルモノ	〃	七〇・五〇	同 四・四同 六割
五七八	磁 器 (一)白色ノモノ (二)有色ノモノ、一色ナルモノ又ハ裝飾ヲ施シタルモノ (三)内衛生器具(風呂、洗面臺、便所用陶器 其ノ他類似品)	〃	一五四・〇〇	同 二・二同 四割
五七九	鋪裝用及壁用タイル	〃	二四八・〇〇	同 一・五・二五同 五割
				稅率ニ元・五增加六割

伊太利

<p>(此項目中ニハ床用板石及壁用板石ヲ含ム、但厚サ二五耗以下ノモノトス)</p> <p>(一) テラコツタ焼(赤褐色、黄色又ハ黑色ノ板石ニシテマルセイユ型ノモノ)</p> <p>(二) 其他ノ陶製ノモノ</p> <p>(1) 白色ノモノ(エナメルヲ塗リタルモノヲ含ム)</p> <p>(イ) 厚サ十二耗ヲ超ユルモノ</p> <p>(ロ) 厚サ九耗ヲ超エ十二耗以下ノモノ</p> <p>(ハ) 厚サ六耗ヲ超エ九耗以下ノモノ</p> <p>(ニ) 厚サ六耗以下ノモノ</p> <p>(2) 着色生地土ニテ製シ生地土ノ浮繪ノ裝飾ヲ有スルモノニシテエナメルヲ施サバルモノ</p> <p>(イ) 厚サ十二耗ヲ超ユルモノ</p> <p>(ロ) 厚サ九耗ヲ超エ十二耗以下ノモノ</p>		百疋	一一四・七〇	同 八・八同 三割
〃	〃	〃	六六・八〇	同 五・六同 三割
〃	〃	〃	九〇・六〇	同 六・七同 三割
〃	〃	〃	一一四・五〇	同 八・八同 三割
〃	〃	〃	一六五・〇〇	同 一〇・二同 五割
〃	〃	〃	六六・八〇	同 五・六同 三割
〃	〃	〃	九〇・六〇	同 六・七同 三割

伊太利

<p>五八〇</p> <p>電気絶縁體(マジヨリカ燒、炬器、磁器其他硝子狀トナシタルモノ、但シ硝子ヲ除ク)</p> <p>(一) 無地ノモノ</p> <p>(1) 白色ノモノ</p> <p>(イ) 一疋ヲ超ユルモノ</p> <p>(ロ) 五百瓦ヲ超エ一疋以下ノモノ</p> <p>(ハ) 百瓦ヲ超エ五百瓦以下ノモノ</p> <p>(ニ) 百瓦以下ノモノ</p>		百疋	一九二・五〇	同 三・六同 五割
〃	〃	〃	二二〇・〇〇	同 一・三同 五割
〃	〃	〃	二七五・〇〇	同 一・三同 五割
〃	〃	〃	三五八・〇〇	同 一・三同 五割
〃	〃	〃	一一四・五〇	同 八・八同 三割
〃	〃	〃	一六五・〇〇	同 一〇・二同 五割
〃	〃	〃	九〇・六〇	同 五・六同 三割
〃	〃	〃	一一九・五〇	同 九・七同 三割
〃	〃	〃	一五二・五〇	同 一七・四同 三割
〃	〃	〃	二二〇・〇〇	同 一四・八同 五割

<p>(2) 其内磁器製白色絶縁體</p> <p>(イ) 一疋ヲ超ユルモノ</p> <p>(ロ) 五百瓦ヲ超エ一疋以下ノモノ</p> <p>(A) 炬器製</p> <p>(B) 磁器製</p> <p>(ハ) 百瓦ヲ超エ五百瓦以下ノモノ</p> <p>(ニ) 百瓦以下ノモノ</p> <p>(3) 着色セルモノ、金鍍金セルモノ、其他ノ裝飾アルモノ</p> <p>(イ) 一疋ヲ超ユルモノ</p> <p>(ロ) 五百瓦ヲ超エ一疋以下ノモノ</p> <p>(ハ) 百瓦ヲ超エ五百瓦以下ノモノ</p> <p>(ニ) 百瓦以下ノモノ</p> <p>(二) 他ノ材料ト合シテ造リタルモノ</p>		<p>百疋</p> <p>一九二・五〇</p> <p>一九一・〇〇</p> <p>二二〇・〇〇</p> <p>一八三・五〇</p> <p>二三九・〇〇</p> <p>二四八・〇〇</p> <p>二七五・〇〇</p> <p>三三〇・〇〇</p> <p>四一三・〇〇</p>	<p>同三六・四同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p> <p>同四一・六同</p>
<p>(種類ニ依リ無地絶縁體ニ對スル税率ハ最低税率ノ上ニ百疋毎ニ三六リラ七〇ヲ増ス)</p>		<p>五割</p> <p>三割</p> <p>五割</p> <p>五割</p> <p>五割</p> <p>五割</p> <p>五割</p> <p>五割</p> <p>五割</p>	

(36) 英領マルタ島 (Malta)

<p>税番</p> <p>—</p> <p>陶磁器</p>	<p>品目</p> <p>—</p>	<p>課税單位</p> <p>從價</p>	<p>税率</p> <p>二〇%</p>
<p>(備考) (1) 外ニ從價一五%ノ一般的附加税ヲ課ス。</p> <p>(2) 前記ノ税率ハ總重量ヨリ外箱重量トシテ二〇%ヲ差引キタルモノヲ課税基礎トス。</p> <p>(此項目ハマジヨリカ絶縁體、炬器、磁器其他硝子様物質ヲ主トスルモノニシテ、「重量ヨリ見テ」金屬其他ノ結合物が其主ナル部分ニ非ザルモノトス。絶縁體ニシテ金屬其他ノ材料ヲ併セ製シタルモノデテ金屬或ハ材料ガ其主要ナル材料ト看做サル、時之ヲ其材料ノ商品トシテ徵税ス)</p>			

(三) 北亞米利加洲

(加 奈 陀)

(37) 加 奈 陀 (Canada)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
二八三	ドレイン・タイル(釉ヲ掛ケザルモノ)	從 價	一七・五%
二八四	陶器排水管、下水管並同上附屬品、煙突ノ内敷、通風口、煙突笠、インウアーテド煉瓦、タイル (釉ヲ掛ケタルモノ又ハ掛ケザルモノ)	從 價	三二・五%
二八四 A	屋根用陶器タイル	從 價	三二・五%
二八五	陶器又ハ炬器製床用モザイツク・タイル、煉瓦	從 價	二七・五%
二八六	陶器並炬器(小頸ノ大壘、攪伴器、瓶)	從 價	三〇・〇%
二八七	磁器、半磁器、硬質ホワイト・グラニツト製食卓用品	從 價	三五・〇%
二八八	陶器、炬器(褐色生地又ハ彩色セルモノ、ロツキンガム・ウエア)、乳白色ノモノ、裝飾ヲ施	從 價	三五・〇%

(ニューファウンドランド)

(38) ニューファウンドランド (Newfoundland)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
一	陶 磁 器	Loco 從 價	五五%

- (備考) (1)課税單位ノ「從價」トハ Loco 値段ニ對スル謂ナリ。
 (2)外ニ包裝税一八%、販賣税 duty paid valueノ 六%、エクサイズ税三%ヲ課徴セラル。
 (3)加奈陀ニ於テ同品又ハ類似品ノ生産アルモノニ對シテハ爲替タンピング税(special duty)ヲ課セラル。
 (4)一九三五年八月五日、從價三三%三分ノ一ノ附加税ヲ實施。

二八九	シタルモノ、フリントセルモノ、ゴム版ノモノ、其他總テノ陶器)	從 價	三五・〇%
七四三	浴槽、水盤、洗面器、手洗器、便器、台所流シ、洗濯槽(陶器、セメント、土管、其他製ノモノ) 銀加工ノ目的ヲ以テ輸入スル陶磁器	從 價	三五・〇% 一二・五%

(北米合衆國)

(備考) (1)包装ニ對シ四〇%、外ニ販賣稅、25% 從價ノ七・五%ヲ課ス。
 (2)尙、正稅(諸稅ヲ合計セルモノ)ニ對シ三%ノ Customs Tax ナ課徵セラル。

(39) 北米合衆國 (United States of America)

税番	品目	課稅單位	稅率
二〇一	(A)浴場用煉瓦、クローム煉瓦及耐火煉瓦ニシテ特掲ナキモノ マグネサイト煉瓦 (B)其他ノ煉瓦ニシテ特掲ナキモノ 釉藥ヲ施サバルモノ、エナメルヲ施サバルモノ、色塗セザルモノ、ビトリファイセザルモノ、裝飾セザルモノ、又如何ナル方法ニ於テモ美粧セザルモノ	從價 一及從封價度	二五% 四分ノ三仙 一〇%
		千筒	一弗二五仙

(北米合衆國)

税番	品目	課稅單位	稅率
二〇二	(A)釉藥ヲ施サバルモノ、釉藥ヲ施シタルモノ、ハンドペイントシタルモノ、エナメルヲ施シタルモノ、ビトリファイシタルモノ、セミビトリファイシタルモノ、裝飾シタルモノ、燒畫ノモノ、陶器モザイク、火打石製ノモノ、坭石製ノモノ、浮出模様ノモノ、金ヲ以テ粧ヘルモノ、溝ヲ掘リ又ハ皺ヲ作りタルモノ及其他名稱ノ如何ヲ問ハズ一切ノアイズンタイル、但シピルタイルヲ除キセメント製タイルヲ含ム	從價	(但シ千筒ニ付一弗五) 〇仙ヲ下ラザルコト
	以上二平方呎ノ價格四十仙以下ノモノ	一平方呎	一〇仙

(北米合衆國)

二二〇

一平方呎ノ價格四十仙以上ノモノ
 (B) マンテル、フリーズ及其他ノモノ又ハ其部分
 品ニシテ全體又ハチーフ・パリュウガアース
 ン・タイルナルモノ、但シビルタイルヲ除ク
 水鏡セズ又混合セザル土ノミテ原料トスル普通
 ノ黄、褐、赤又ハ鼠色ノアースン・ウエヤニシ
 テブレイン又ハ浮出模様ヲ施シタルモノ、特ニ
 彩色ヲ施サバルモノ、普通ノソルト・グレース
 セル炬器、炬器並ニアースン・ウエヤノ坩堝
 以上裝飾セザルモノ、彫刻セザルモノ、又如
 何ナル方法ニ於テモ美粧セザルモノ、及其製
 品ニシテ全體又ハチーフ・パリュウガスカル
 品物ニシテ、特掲ナキモノ
 裝飾シタルモノ、彫刻シタルモノ、又ハ如何
 ナル方法ニ於テモ美粧シタルモノ、及其製品

從價

從價

(但シ從價五〇%以
 上ニシテ七〇%ヲ
 エザルコト)

六〇%

五〇%

從價

一五%

(北米合衆國)

二二二

ニシテ全體又ハチーフ・パリュウガスカル品
 物ニシテ、特掲ナキモノ
 ロツキングラム・アースン・ウエヤ
 ビトリファイセザル吸水性アル生地ニ依テ作ラ
 レタルアースン・ウエヤ及ワロツカリ・ウエ
 ヤ、白色グラニツト及半磁ノ陶器、クリーム色陶
 器、赤土焼及炬器ニシテ機械ヲ取付ケタル又ハ
 取付ケザル時計ノケース、ビルタイル、額皿、
 裝飾品、装身具、花瓶、像、小像、モグ、カツプ、
 ステン、ランプ及其他ノ品物ニシテ全體又ハチ
 ーフパリュウガスカル品ニテ作ラレタルモノ
 白、黄、褐、赤、又ハ黒ノ無地ニシテ、色塗
 セザルモノ、彩色セザルモノ、色差セザルモ
 ノ、着色セザルモノ、エナメルヲ施サバルモ
 ノ、鍍金セザルモノ、印刷セザルモノ、裝飾
 セザルモノ、又ハ如何ナル方法ニ於テモ美粧
 セザルモノ、及スカル品ヲ以テ全體又ハチー

從價

二〇%
二五%

<p>フ・パリュウが作ラレ、特掲ナキモノ 色塗シタルモノ、彩色シタルモノ、色差シタルモノ、着色シタルモノ、エナメルヲ施シタルモノ、鍍金シタルモノ、印刷シタルモノ、裝飾シタルモノ、又ハ如何ナル方法ニ於テモ美粧シタルモノ、及斯カル品ヲ以テ全體又ハチーフ・パリュウが作ラレ、特掲ナキモノ ビトリファイシタル吸水性ナキチヤイナ、ホースレン及其他ノ硝子質ノモノニシテ、壞レタルトキ硝子質又ハ準硝子質ノ斷口ヲ表ハスモノ、化學用磁器及炆器、凡テノ素焼ノ白磁器及バリヤン・ウエヤーニシテ機械ヲ取付ケタル又ハ取付ケザル時計ノケース、ビルマイル、額皿、裝飾品、裝身具、花瓶、像、小像、モグ、カツプ、ステン、ランプ、及其他ノ品物ニシテ全體又ハチーフ・パリュウガ斯カル品ニテ作ラレタルモノ 白色ノ無地ニシテ、色塗セザルモノ、彩色セ</p>	<p>及一 從 價打</p>	<p>四一 五〇 %仙</p>
<p>ニ 二 一</p>	<p>及一 從 價打</p>	<p>五 〇〇 %仙</p>

<p>ザルモノ、色差セザルモノ、着色セザルモノ エナメルヲ施サバルモノ、鍍金セザルモノ、印刷セザルモノ、裝飾セザルモノ、又ハ如何ナル方法ニ於テモ美粧セザルモノ及斯カル品ヲ以テ全體又ハチーフ・パリュウが作ラレ、特掲ナキモノ 色塗シタルモノ、彩色シタルモノ、色差シタルモノ、着色シタルモノ、エナメルヲ施シタルモノ、鍍金シタルモノ、印刷シタルモノ、裝飾シタルモノ、又ハ如何ナル方法ニ於テモ美粧シタルモノ及斯カル品ヲ以テ全體又ハチーフ・パリュウが作ラレ、特掲ナキモノ</p>	<p>從 價</p>	<p>七〇 %</p>
<p>(備考) (1) 稅番二二二ノ内、食卓品及臺所品並ニ食卓及臺所ノ調度品ニ對シテハ前記稅率ノ外ニ一打ニ付十仙ヲ課セラル。 (2) 「從價」ハ輸出國ノ主要市場ニ於ケル包裝込價格ヲ基礎トス。</p>	<p>從 價</p>	<p>六〇 %</p>

(40) 墨 西 哥 (Mexico)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
三・三三・〇〇	陶器(他ニ特掲ナキモノ)	ブルート疋	〇・六〇
三・三三・〇一	陶器(他ニ特掲ナキモノ、但シ金、銀其他ノ彩色裝飾アルモノ)	〃	〇・七〇
三・三三・〇二	陶器(他ニ特掲ナキモノ、但シ普通金屬ヲ跨カスカ又ハ嵌メ込ミタルモノニシテ金銀鍍金ヲナサルモノ)	〃	一・二〇
三・三三・〇三	陶器(他ニ特掲ナキモノ、但シ普通金屬ヲ跨カスカ又ハ嵌メ込ミタルモノニシテ金銀鍍金セラルモノ)	〃	二・二〇
三・三三・〇四	陶器食器類(裝飾ナキモノ但シ玩具ノ食器類ヲ含ム)	〃	〇・八〇

三・三三・〇五	陶器食器類(金銀其他ノ彩色裝飾アルモノ但シ玩具ノ食器ヲ含ム)	ブルート疋	一・一〇
三・三三・一〇	磁器(他ニ特掲ナキモノ)	〃	〇・八〇
三・三三・一一	磁器(他ニ特掲ナキモノ、但シ金銀其他彩色裝飾アルモノ)	〃	一・一〇
三・三三・一二	磁器(他ニ特掲ナキモノ、但シ金銀鍍金セザル普通金屬ヲ跨カスカ又ハ嵌メ込ミタルモノ)	〃	一・二〇
三・三三・一三	磁器(他ニ特掲ナキモノ但シ普通金屬ヲ跨カスカ又ハ嵌メ込ミタルモノニシテ金銀鍍金セルモノ)	〃	一・二〇
三・三三・一四	磁器食器類(裝飾ナキモノ但シ玩具ノ食器類ヲ含ム)	〃	〇・八〇
三・三三・一五	磁器食器類(金銀其他ノ彩色裝飾アルモノ但シ玩具ノ食器ヲ含ム)	〃	一・一〇
三・三三・一六	陶器又ハ磁器製ノ造花ヲ嵌メ込ミタル金屬製葬	〃	一・一〇

グワテマラ

三・三三・二一〇	祭用花環 陶器及磁器製鈕釦	ブルート疋	〇・七〇 <small>墨西哥幣</small>
----------	------------------	-------	-----------------------------

(41) グワテマラ (Guatemala)

税番	品目	課税單位	税率
	磁器		
	(1) 無地ノモノ	グロスウエイト疋	〇・五〇 <small>米幣</small>
	(2) 實驗室用器具	〃	〇・三〇
	(3) 金屬部分アルモノ	〃	一・〇〇
	(4) 食卓並台所用品	〃	〇・三〇
	(5) 濾過器	〃	無
	(6) 衛生用品	〃	〇・一二 <small>米幣</small>
	(7) 水差、壺、フラスコノ類	グロスウエイト疋	〇・一〇

ホンヂユラス

税番	品目	課税單位	税率
二六五	タイル	ブルート疋	〇・一六 <small>レベラ</small>
一〇〇八	義齒	〃	一・〇〇
一四八二	衛生陶器	〃	〇・二二
一六一四	粘土製煉瓦	〃	〇・二二
一六一五	耐火煉瓦	〃	〇・〇四
一六一六	陶器煉瓦	〃	〇・〇八
一七〇二	陶器板(擬大理石)	〃	〇・〇八
一七〇三	家庭用陶器、食器	〃	(稅番三五六二、二五六三参照)

(42) ホンヂユラス (Honduras)

(8) 鈕釦	グロスウエイト疋	〇・四〇 <small>米幣</small>
(9) タイル、煉瓦	〃	〇・〇六

(サルバドル)

一七〇四	上質ノ陶器	一	
一一四二	特掲ナキ磁器製品	ブルート缸	(税率三五六二、二五六三適用) レムピラ 〇・三〇
二五六二	家庭用一般陶器食器	〃	〇・一六
二五六三	家庭用一般磁器食器	〃	〇・二八

(備考) (1) 税額單位「レムピラ」ハ米貨五〇仙ニ相當ス。

(43) サルバドル (Salvador)

税番	品目	課税單位	税率
四八二四〇二〇〇二	第四類ノ陶器		
四八二四〇二〇〇一	陶器半成品(釉、エナメル、ニスノ掛カラヌモノ)	一〇〇缸	米金貨幣 一一・九〇
四八二四〇二〇〇二	陶器完成品(別掲ナク、部分品ナク、金屬製ノ裝飾ナキモノ)	〃	一一・九〇

(サルバドル)

四八二四〇三〇〇二	陶器(部分品及金屬製ノ裝飾アル完成品)	一〇〇缸	米金貨幣 五一・四〇
四八二四〇四〇〇二	臺所用、食卓用陶器	〃	二一・九〇
四八二四〇五〇〇二	衛生陶器(附屬品アル洗面器、坐浴槽、小便器)	〃	二一・九〇
四八二四〇五〇〇一	附屬品アル便器(Inodoro de Loza)	〃	一〇・四〇
四八二四〇六〇〇二	陶製絶縁體	〃	五・五〇
四八二四〇七〇〇二	陶製キャブセル	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇一	陶製坩堝	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇三	陶製小桶	〃	一一・九〇
四八二四〇七〇〇四	陶製乳鉢	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇五	尿瓶	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇六	陶製ポマード容器	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇七	(金屬、セルロイドノ蓋付及蓋ナシ)		
四八二四〇七〇〇七	病人用水呑	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇八	陶製レトルト(化學用蒸溜器)	〃	三五・〇〇
四八二四〇七〇〇九	醫者、藥劑師用陶製器具	〃	三五・〇〇

(サ ル バ ド ル)

四八二四〇八〇〇二	陶製立像、置物類	一〇〇疋	五一・四〇
四八二四〇九〇〇二	陶製釘	〃	五一・四〇
四八二四一〇〇〇二	屋根瓦、舗装用品、煉瓦	〃	七・二〇
四八二四一〇〇〇三	タイル、マジヨリカ	〃	七・二〇
四八二五〇二〇〇二	第五類磁器	〃	二六・八〇
四八二五〇三〇〇二	磁器、半成品(釉、エナメル、ニスノ掛カラザルモノ)	〃	二六・八〇
四八二五〇三〇〇三	同上完成品(部分品、裝飾ナキモノ)	〃	二六・八〇
四八二五〇三〇〇四	同上完成品(部分品、裝飾アルモノ)	〃	五一・四〇
四八二五〇四〇〇二	台所用、食卓用磁器	〃	二六・八〇
四八二五〇五〇〇二	附屬品アル衛生磁器(洗面器、坐浴槽、小便器)	〃	一〇・四〇
四八二五〇五〇〇三	附屬品アル便器	〃	一〇・四〇
四八二五〇六〇〇二	磁製絶縁體	〃	五・五〇
四八二五〇七〇〇二	同上キャブセル	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇三	同上増埒	〃	三五・〇〇

(サ ル バ ド ル)

四八二五〇七〇〇三	磁器小桶	一〇〇疋	二六・八〇
四八二五〇七〇〇四	同上乳鉢	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇五	同上尿瓶	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇六	同上ホマード容器(金屬、セルロイドノ蓋付又ハ蓋無シ)	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇七	同上病人用水呑	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇八	同上レトルト	〃	三五・〇〇
四八二五〇七〇〇九	同上醫師、藥局用器具	〃	三五・〇〇
四八二五〇八〇〇二	同上立像、置物ノ類	〃	五一・四〇
四八二五〇九〇〇二	同上釘	〃	五一・四〇
四八二五一一〇〇二	屋根瓦、舗装用品、煉瓦	〃	七・二〇
(タイル、マジヨリカノ項ナシ)			
第六類アルファレリア陶器			
四八二六〇二〇〇二	半成品(釉、エナメル、ニスヲ掛ケザルモノ)	〃	一八・六〇
四八二六〇二〇〇三	完成品(部分品ナク、裝飾ナキモノ)	〃	一八・六〇

(コスタリカ、巴拿馬)

四二一六—〇三—〇〇二	完成品(部分品、金屬製裝飾アルモノ)	一〇〇疋	五一・四〇
四二一六—〇五—〇〇二	立像、テラコッタノ類	〃	五一・四〇
四二一六—〇六—〇〇二	屋根瓦、舗装用品、煉瓦	〃	七・二〇

(備考) (1)一九三四年九月三日、本邦品ニ對シ税率ノ二〇〇%ノ附加税ヲ實施。

(44) コスタリカ (Costa Rica)

税番	品目	課税單位	税率
五	陶器(食器)	クロス疋	〇・三〇
七	磁器(食器)	〃	〇・八〇
一〇	裝飾品	〃	四・〇〇

(45) 巴拿馬 (Panama)

税番	品目	課税單位	税率
1	陶磁器衛生用品、化學用品 (一)洗面器、便器、浴槽 (二)藥局扱品、工業用品	FOB 從價 クロス一疋	一五% 三仙

(備考) (1)前記以外ノ陶磁器ハ總テ無税トス。無税トナル陶磁器ノ種別詳細次ノ如シ。

(イ)陶磁器ノ所謂薩摩燒及其模造品及上質磁器、陶器、磁器、半磁器製花瓶、飾壺、花鉢、立像及其他ノ裝飾品、家庭用ノ陶器製食卓用品一式皿類及其他ノ製品、家庭用ノ磁器、半磁器、及透明磁器製ノ食卓用品一式皿類及其他ノ製品。
(ロ)其他ノ陶製工藝品ニテラコッタ(赤土素燒)製ノ立像類、花瓶、飾壺、杯及其ノ類似品。

(46) 玖瑪 (Cuba)

(玖瑪)

税番	品目	課税單位	税率
一六	煉瓦、舗装品 (公用費三%)		

（秋）
馬

一七	普通ノ燒粘土製品 <small>（自A項至G項公用費三〇%）</small>	ブルト百疋	一・〇〇
(A)	耐火煉瓦	〃	一・〇〇
(B)	舗装用品	〃	一・〇〇
(A)	建築用無釉煉瓦	〃	〇・六〇
(B)	壁、塀用ノ煉瓦	〃	〇・六〇
(C)	舗装用品、平板	〃	〇・八〇
(D)	土管並附屬品	〃	〇・八〇
(E)	施釉屋根瓦、棟瓦、天井用換氣具	〃	二・〇〇
(F)	同上釉藥ヲ掛ケザルモノ	〃	二・〇〇
(G)	花瓶、台所用品 <small>（第三條第五項適用）</small>	〃	一・六〇
(H)	風袋差引 <small>(1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%</small>	〃	一・二〇
(H)	特掲ナキモノ <small>（公用費一〇%、第三條第五項適用）</small>	〃	一・二〇
(A)	上質粘土製、石器製品 <small>（自A項至F項公用費三〇%）</small>	〃	二・四〇
(A)	平板、舗装用品	〃	二・四〇

（秋）
馬

(B)	導管並附屬品	ブルト百疋	二・四〇
(C)	施釉屋根瓦、棟瓦、天井用換氣具	〃	二・五〇
(D)	同上釉藥ヲ掛ケザルモノ	〃	二・五〇
(E)	花瓶、臺所用品、水差、水壺ノ類 <small>（但シ着色、裝飾ナキモノ） （第三條第五項適用）</small>	〃	二・〇〇
(F)	風袋差引 <small>(1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%</small>	〃	三・〇〇
(F)	彩色セルタイル	〃	一〇・〇〇
(G)	同上浮彫、金着色ヲ施セルモノ <small>（公用費一〇%）</small>	〃	一〇・〇〇
(H)	食卓用品 <small>（公用費三〇%、第三條第五項適用）</small>	〃	八・〇〇
(I)	風袋差引 <small>(1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%</small>	〃	一六・〇〇
(I)	同上金着色ノモノ、彩色ノモノ <small>（第三條第五項適用）</small>	〃	一六・〇〇
(J)	風袋差引 <small>(1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%</small>	〃	三・〇〇
(J)	ビール其他ノ壺 <small>（公用費三〇%、第三條第五項適用）</small>	〃	三・〇〇
(K)	風袋差引 二〇%	〃	二・四〇
(K)	其他ニ特掲ナキモノ <small>（公用費三〇%、第三條第五項適用）</small>	〃	二・四〇

品目	課税単位	税率
二〇 特掲ナキ陶器 (公用費(A)三%、(B)一%、共ニ第三條第五項適用) 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六% (A) 繪ヲ畫カズ、金鍍金ヲセズ或ハ浮彫ナキモノ (B) 繪ヲ畫キ、金鍍金シ或ハ浮彫アルモノ 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六% 特掲ナキ磁器 (公用費(A)共一〇%、第三條第五項適用)	ブルート百疋	九・一〇
二一 (A) 繪ヲ畫カズ鍍金ヲセズ或ハ浮彫ナキモノ (B) 繪ヲ畫キ鍍金シ或ハ浮彫アルモノ 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六% (註) 前掲ノ内サクソン、セーブル又ハ類似ノ 上等磁器ニ對シテハ右税率ノ外ニ七五% ノ附加税ヲ課ス 陶器製ノ立像、花瓶、壺 (第三條第五項適用)	〃	一五・〇八 二四・一八
二二 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%	〃	〇・八〇

品目	課税単位	税率
三〇一 普通煉瓦 三〇二 ニスヲ掛ケタ舗装用煉瓦 三〇三 耐火煉瓦 三〇四 煉瓦、タイル 三〇五 建築用煉瓦	ブルート疋	〇・〇七〇 ^{ゴウルデア} 〇・〇〇八 〇・一〇〇 〇・〇二〇 〇・〇六〇

(47) ハイチ (Haiti)

(備考) (1)「第三條第五項」トハ當該風袋割引令ナリ。「公用費」トハ埠頭建設費、ウインチ代等ノ公費回收課税ナリ。

二三 同上磁器製品 (公用費一〇%、第三條第五項適用) 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六% 葬祭用花環用素焼造花 (公用費一〇%、第三條第五項適用)	ブルート百疋	一・〇〇
二四 風袋差引 (1)箱、樽入りモノ三〇% (2)籠其他入りモノ一六%	一 疋	〇・五〇

三三二	同上其他ノ別掲ナキモノ	ブルート	一・四〇〇%
三三三	同上彩色、金ヲ着色シ裝飾アルモノ	又ブルート	一・四〇〇%
三三四	同上其他ノ別掲セラザルモノ	又ハハ	六・四〇〇%
三三五	磁製電氣用碍子、絶縁體	又ハハ	六・〇〇〇%
三三六	同上煙管(別掲ナキモノ)	ブルート	〇・五〇〇%
三三七	同上立像、花瓶、其他家庭用裝飾品	又ハハ	〇・六〇〇%
三三八	薩摩燒	正味一疋	二・〇〇〇%
三三九	義齒	又ハハ	二・〇〇〇%
三四〇	磁器製模造大理石、ピース	又ハハ	〇・八〇〇%
三四一	釧	正味一疋	五・〇〇〇%

(備考) (1)一九三五年四月十五日、本邦ニ對シ最低稅率ノ一〇〇%引上ヲ實施セララル。右ハ現行率ナリ。

(48) ドミニカ (Dominica)

税番	品目	課税單位	稅率
四一	普通ノ煉瓦(煉瓦又ハ耐火平板)	打	無稅
四二	テラコッタ(但シ建築用ノモノ)	打	無稅
四三	土管	打	無稅
四六	粘土製煙管	打	〇・二〇
四六A	粘土製煙管(但シ長サ二〇糎以上ノ管アルモノ)	打	〇・二〇
四七	別掲ナキテラコッタ製品(立像、動物像、水盤、花生ノ類)	ブルート百疋	四・〇〇
四八	粘土製煖爐、窯	打	無稅
四九	粘土製水濾過器	打	無稅
五〇	粘土製家庭用、臺所用、食卓用品 (裝飾アルモノ又ハ無キモノ)	ブルート百疋	一・六〇
五一	粘土製植木鉢、ベデスタル其他別掲ナキモノ (裝飾アルモノ又ハ無キモノ)	ブルート百疋	三・五〇
五二	粘土製素燒ノ水壺	一及ブルート打	〇・三〇 一・〇〇

(F) ニカ

(ドミニカ)

五三	ファイアンス又ハアルファレリア陶器 (白又ハ淡黄色ヲ呈スルモトランスリユーセントナラザルモノ) (A)食卓用品、其他一般家庭用品 (B)別掲ナキ其他ノモノ	ブルート百疋	二・五〇 六・〇〇
五四	一般アルファレリア陶器 (但シトランスリユーセントニシテ白又ハ淡黄色ヲ呈スルモノ) (A)食卓用品、其他一般家庭用品 (B)別掲ナキ其他ノモノ	〃	一〇・〇〇 一二・〇〇
五五	磁器 (A)食卓用品、其他一般家庭用品 (B)別掲ナキ其他ノモノ	〃	一五・〇〇 一八・〇〇
五六	陶磁器製絶縁體(碍子ノ類)	〃	無
五七	磁器製煙管	(一)及正味一疋打	〇〇・六〇 〇〇・一五

(ドミニカ)

五八	陶磁器又ハ素焼ノ像、花瓶、花生、家庭用裝飾品	正味百疋	一七・〇〇
五九	薩摩焼(イミテーションヲ含ム) (註) 前掲五八番、五九番ニ屬スル品目ノモノハ從價ニシテ三〇%以下ノ稅額ヲ支拂ハザルモノトス	正味一疋	二・〇〇
六〇	義齒	—	無稅

一九三五年三月十三日附「ドミニカ國官報」所載緊急令ニ依ル附加稅(稅番欄番號ハ稅番ニ非ズ)

一二	煉瓦(普通ノモノ)	ブルート疋	〇・〇一
一三	耐火粘土	〃	〇・〇〇五
一四	一般粘土製品	〃	〇・〇一
一五	建築用ノ陶器、モザイク	〃	〇・〇二
一六	上質粘土製、台所用品、家庭用品、食器類 (但シ着色、施釉シタルモノ又ハセザルモノ)	〃	〇・〇二
一八	一般ノ窯業製品	〃	〇・〇二
一九	其他特掲ナキ陶器	〃	〇・〇二

(F e ニカ)

<p>二〇 磁器製食器、花瓶（其他特掲ナキモノ） 七六 陶磁器製浴槽、便器、水槽、手洗器、坐浴槽</p>	<p>正味一疋 従 價</p>	<p>〇・〇五 五%</p>
---	------------------------------	-----------------------------

(備考) (1) 「正味従量」トハカルトニテ含ム包装ガ、内容ヨリモ高キ關稅率適用品ナラザル内包装込従量ノ謂ナリ。
 (2) 「ブルート従量」トハ何等ノ風袋割引ナキ全包装ヲ含メタル従量ノ謂ナリ。

(四) 南亞米利加洲

(哥倫比亞)

(49) 哥倫比亞 (Colombia)

税番	品目	課税單位	税率
五八八	瓦(燒粘土製ノモノ)	全重量一疋	〇・〇六
五八九	煉瓦、タイル(無釉ノモノ)	〃	〇・〇六
五九〇	土管ノ類	〃	〇・〇六
五九一	坩堝、耐火火鉢	〃	〇・〇一
五九二	瀝、瓶、フラスコ(土器製)	〃	〇・〇二
五九三	煉瓦、タイル(釉アルモノ)	〃	〇・〇三
五九四	便器及附屬品	〃	〇・〇五
五九四ノ二	金屬部分アル(又ハナキ)手洗器、洗面器、浴槽、其ノ他化粧用必需品	〃	〇・〇二
五九五	燒粘土製ノ便器及附屬品 別掲ナキ燒粘土製品、陶器製食器	〃	〇・〇一
	小皿、平皿、大皿、碗、杯、瓶、水差、井、深皿、バタ		

(ヴェネズエラ)

(50) ヲエネズエラ (Venezuela)

五九六	燒粘土製又ハ陶磁器製レトルト(化學用蒸溜器)、坩堝、小樽ノ類	全重量一疋	〇・〇一
五九七	陶磁器製又ハマジヨリカ製ノ彫像、造花、テラコツタ、水盤、花瓶、小像	〃	一・〇〇
五九八	食卓及台所用品、家庭用品(白色又ハ裝飾アル磁器製品)	〃	〇・三〇
四七七	前記税番五九五、五九七及五九八ニ該當スル商品ニシテ金屬ヲ以テ裝飾セルモノハ金屬ナキ商 (註)品ニ課セラル、税率ノ二〇%増トシ、金銀及プラチナノ裝飾アル製品ハ之ヲ税番四七七ノ金銀 及プラチナ器トシテ取扱フ。即チ次ノ如シ。 金、銀及プラチナ製品(陶磁器ト共ニ合成セルモノ)	從價	六〇%

(伯刺西爾)

税番	品目	課税單位	税率
二四八	耐火煉瓦	ブルート一疋	〇・〇五 ^{ポリアール}
二五五	屋根瓦、煉瓦	〃	〇・一〇
二六八	床タイル、モザイツク	〃	〇・二五
二七一	特掲ナキ陶器(着色彩色セルモノ、鍍金セルモノ)	〃	〇・二五
二七二	美術品、裝飾品(陶器)	ブルート一疋	〇・二五
二七三	特掲ナキ磁器(着色彩色又ハ鍍金ヲ以テ裝飾セルモノ)	ブルート一疋	〇・七五
五四三	電氣用品(碍子、ソケットノ類)	ブルート一疋	〇・二五

(備考) (1) 税番二七二番ニ含マル、モノハ額皿、立像、胸像、花瓶、ピラスト、壺ノ類(但シニスヲ掛ケタモノ、浮彫アルモノ又ハ無キモノ、鍍金セルモノ、描キタルモノ、プリントセルモノ)。

(51) 伯刺西爾 (Brazil)

税番	品目	課税單位	税率
◎陶磁器			

(伯刺西爾)

裝飾品、裝身具			
色煉瓦、板瓦、鑲裝具(白色)		(法定量)	六二、四〇〇
同 上(色付)		〃	二、〇八〇
机上、庭園、壁、天井飾品〔陶器一番〕		〃	三、一二〇
燭台ノ蠟燭承ケ、胸像、灰皿、タルク入化粧、壺等		〃	一〇、四〇〇
電信、電話線ノ絶緣器		〃	一五、六〇〇
電氣裝置具		〃	二、六〇〇
アバシユ一電氣傘、菓子入箱、蒸溜器、灰皿、燭台、パン入、痰壺、海綿入、香料壺台、燈籠燈明皿、リキユール入、裝飾用球頭、インキ入、其他		〃	二、六〇〇
◎各種ノ皿類其他		(純量)	二、三四〇
砂糖入、洗面器、盆、土瓶、埴塙、コップ、コーヒー茶碗、匙、漏斗、フラスコ壺、壺、果實入、乳鉢、花瓶、牛乳入、石鹼入、サラダ入、スープ入其他		一疋ニ付	四、六八〇

(エクアドル)

風呂槽、便器、洗面台、其他衛生器具 〃 〃	以上一番 〃 二番及三番 〃 三番及四番 〃	一、五、六〇 三、一、二〇〇 二、三、四〇〇 四、六、八〇〇 <small>（純量）</small>
-----------------------------	---------------------------------------	--

(備考) (1) 附加税ハ一律ニ一〇%トシ、税金支拂ハ紙幣ヲ以テ之ヲ爲ス。

(2) 陶器一番トハ……石粉及白色花崗石ヲ用ヒタルモノ

二番トハ……石粉、色付花崗石ヲ用ヒタルモノ

三番トハ……白色磁器

四番トハ……着色磁器

(52) エクアドル (Ecuador)

税番	品目	課税單位	税率
二〇九	一般陶器、アルファレリア陶器 (灰色、白色又ハ黄色ノモノ、但シ不透明ノモノ)	課税單位	〃

(秘魯)

(53) 秘魯 (Peru)

税番	品目	課税單位	税率
九一四	陶器(洗面器、便器等)	外装込一疋	〇・二〇
九二六	陶器(鉛類)	内装込一疋	〇・四〇
九二九	陶器(花瓶類)	外装込一疋	一・〇〇
九六九	陶器(白色ノモノ)	同上	〇・一二
九七〇	陶器(彩色ノモノ)	同上	〇・一五

二二〇

(A) 食卓用品並一般家庭用品
(B) 他ニ特掲ナキ其他ノモノ
トランスリュセント陶器、磁器、半磁器、他ニ特掲ナキ陶器

(A) 食卓用品並一般家庭用品
(B) 他ニ特掲ナキ其他ノモノ

グロス疋

三・七五
〇・四五

〃
〃
〃
〃
〃
〃

(ボリヴァイア)

一〇〇六	磁器(彩色ノモノ)	外装込一疋	一・四〇 ツイレ
一・七八七	陶器(玩具)	同上	〇・四〇

(備考) (1)外ニ従價一%ノ附加税アリ。

(54) ボリヴァイア (Bolivia)

税番	品目	摘	要	課税単位及税率
一五九	舗道用敷煉瓦、屋根瓦及陶土	無光澤、不透明ニシテニスヲ塗ラズ且無裝飾ナル一切ノ型ノモノヲ含ム		風袋込一〇〇疋ニ付 五、〇〇
一六〇	同 右	光澤アリ、透明ニシテ、ニスヲ塗り、裝飾付ニシテ各種モザイクヲ含ム		風袋込一疋ニ付 〇、一〇
一六一	陶 土	耐火性ノ挽潰且洗淨セシモノ又ハ然ラザルモノ		無 税
一六二	坩堝、小坩堝、火力ヲ強ムル爲メ爐口ニノセル壺狀ノ器物 レトルト及小爐	工場用品ニシテ如何ナル材料ニテ製造セラレシヲ問ハズ		風袋込一〇〇疋ニ付 二、〇〇
一六三	義 齒	如何ナル材料ニテ製セラレシヲ問ハズ		各一個ニ付 〇、二〇

(ボリヴァイア)

一六四	一般粘土製品	建築用品ニシテ無光澤、不透明且ニスヲ塗ラズ無裝飾ニシテ他ノ税番ニ無キモノ		風袋込一〇〇疋ニ付 五、〇〇
一六五	同 右	同右ナルモノニシテ光澤アリ透明且ニスヲ塗り、且裝飾有ルモノ		〇、一〇
一六六	ストーブ、窯、竈	土製ニシテ他税番ニ無キモノ		〇、一五
一六七	肖像、花瓶、彫刻付置物、家庭裝飾用一般商品	陶磁器、素焼陶器及磁器ノモノ		風袋込一疋ニ付 〇、七五
一六八	飲料水用濾過器	土製及他材料製ノモノ		風袋込一疋ニ付 〇、一〇
一六九	普通煉瓦及鋪石	機械製造用釜及爐ニ使用セララルルモノ		風袋込一〇〇疋ニ付 一、〇〇
一七〇	耐火性、不溶性煉瓦及耐火土製品	建築用ニシテ他税番ニナキモノ		無 税
一七一	軟土、赤土素焼物	灰、白及黄色粉ニシテ不透光性ノモノ		風袋込一〇〇疋ニ付 二、五〇
一七二	一般陶土器 ④食卓用一式揃皿類及一般家庭用品 ⑤前項以外ノ品	但シ他税番ニ無キモノ		風袋込一疋ニ付 〇、一五 〇、二〇

○注意 一六七番分類ノ商品ハ従價三〇%以上トス。

(正リザイア)

一七三	陶磁器、透光性半陶磁器 ①食卓用一式揃皿類及一般家庭用品 ②前項以外ノモノ	他稅番ニ無キモノ	風袋込一疋ニ付 〇、三〇 〇、三〇
一七四	台所及食卓用土製品	無裝飾及有裝飾品ニシテ無光澤、不透光性ノ且ニスヲ塗ラザルモノ	風袋込一疋ニ付 〇、一〇
一七五	同 右	同右ナルモ光澤、透光性有且塗料ヲ塗レルモノ	〇、一五
一七六	下記粗製又ハ結合ノ赤土又ハ土製美術品	一般建築物外部、ギャラリー及庭園裝飾用像、動物像及彫刻付置物、但土製及陶土製傘立ヲ含ム	風袋込一疋ニ付 〇、二五
一七七	土 管	一般排水工用ノモノ	風袋込一〇〇疋ニ付 一、〇〇
一七九	硝子、陶土及土製壺等	飲料水用一般使用容器	風袋込一〇〇疋ニ付 五、〇〇
一八〇	壺及各種容器	各種材料製品、魔法壺型及真空ニシテ各種ノ型ノモノ	一個ニ付 〇、六〇

○注意—一七六番分類ノ商品ハ從價稅二五%以上トス。

(備考) (1) 課稅價格ニ就テ……………

從價稅及領事手数料ヲ適用セラル、商品ノ實際價格ハ運賃、商品積出國ニテ支拂ハレタル輸出稅、領事諸手数料及購買者手数料ヲ除キ包裝費、船積費及其ノ他商品生産費ヲ含メル價格ニシテ稅關ニ於ケル課稅率ハ領事インウオイス記載價格以下ノ金額ニ依リ計算セラル、コトナシ。

(55) 智 利 (Chile)

(智 利)

稅 番	品 目	課 稅 單 位	稅 率
一五一七	ファイアンス又ハ美麗ナル陶器(型ニ入レテ燒キタルモノ 轆轤ヲ廻轉シテ造リタルモノ但シ浮出或ハ嵌込ノ裝飾ヲ有 セザルモノ)	疋(總重量)	〇、九〇
一五一七A	ファイアンス又ハ美麗ナル陶器(繪ヲ畫キタルモノ、裝飾 アルモノ、琺瑯質ヲ燒付ケタルモノ、金鍍金アルモノ)	〃	一、二〇
一五一八	普通ノ陶器(フラスコ、壺等ノ家具ニシテ琺瑯質ヲ燒付ケタ ルト否ト問ハズ又浮出或ハ嵌込ノ裝飾ヲ有セザルモノ)	〃	〇、三五
一五一九	陶器(浮出或ハ嵌込ノ裝飾アリ、木或ハニツケル並ニニツ ケルノ合金ヲ除ク卑金屬ヲ用ヒ銀鍍金或ハ金鍍金ヲ施サ ルモノ)	〃	一、九〇

税番	品目	評價(一打ニ付)	輸入税率
一五二〇	陶器(浮出或ハ嵌込ノ裝飾アリ、ニツケル又ハ白色金屬ヲ用ヒ銀或ハ金ノ鍍金ヲ施シタルモノ)	法定 疋	三・八〇
一五二二	磁器(白色)	疋(總重量)	一・〇〇
一五二三	磁器(着色シ金鍍金ヲ施シ珫瑯質ヲ焼付ケ又ハ裝飾ヲ施シタルモノ)	〃	二・〇〇
一五二四	磁器(浮出或ハ嵌込ニテ裝飾ヲ有シニツケル又ハ他ノ白色金屬ヲ除ク卑金屬ヲ用ヒ金或ハ銀ノ鍍金ヲ施サザルモノ)	法定 疋	二・〇〇
一五二五	磁器(浮出或ハ嵌込ミノ裝飾ヲ有シニツケル又ハ他ノ白色金屬ヲ用ヒ金或ハ銀ノ鍍金ヲ施サザルモノ)	〃	三・八〇
一五四八	便所、小便所、洗面所、ベベテロス及其他衛生陶器ニテ据付クルモノニテ水道下水ト連絡スルモノ	疋(總重量)	〇・五〇
一五五六	人形、置物、花生、植木鉢其他ノ裝飾品ニテ土器、陶器、磁器又ハ上等土器製ノモノ但本税以上ノ税率ヲ定メナキモノ	〃	四・〇〇
一五六五	陶器、磁器製ノ煉瓦、タイル等ニテ其大サ一米突四方以内ノモノ	〃	〇・七五

(備考) (1)一九三四年十二月卅一日限り五割増徴税廢止セララル。
(2)外ニ統計税、三・五%アリ。

(56) ウルグアイ (Uruguay)

税番	品目	評價(一打ニ付)	輸入税率
	陶器		
	(1)普通ノモノ、白或ハ彩色モノ、但シ金ヲ用ヒズ	二・五〇	六二%
	(2)裝飾ヲ施シタルモノ、浮彫セルモノ、但シ金ヲ用ヒズ	四・五〇	六二%
	(3)金ヲ用ヒタルモノ	一・五〇	六二%
	磁器		
	(1)白色ノモノ	二・五〇	六二%
	(2)彩色ヲ施シタルモノ或ハ裝飾ヲ施シタルモノ	四・五〇	六二%

(57) 亞爾然丁 (Argentine)

税番	品目	課税單位	税額
(一)	磁器		

(ウルグアイ、亞爾然丁)

(亞細亞)

- (A) 裝飾品、小像
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (B) ホンボン容器
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノ有無ニ拘ラズ
- (C) 果物、菓子、サラダ、チーズ皿 (直径四〇糎以上ノモノ)
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (D) 茶、珈琲セット (六人具)
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (E) チョコレート・セット (六人具)
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (F) 碗、食器皿

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一	一	一	一	一	一	一
打	打	打	打	打	打	打	打
一・二・九・五	一・五・七・五〇	一・九・六・九〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇

(亞細亞)

- (A) 裝飾品、小像
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (B) 茶、珈琲セット (六人具)
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (二) 陶器
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
- (G) 卵子立、直径二〇糎以下ノ小皿
 - (イ) 金、銀、プラチナ着色ノモノ
 - (ロ) 金、銀、プラチナ着色ナキモノ
- (H) 砂糖入、土瓶、乳入、バター入、大皿、スープ皿
 - (但シ皿ハ直径二〇糎ヨリ四〇糎迄ノモノ)

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一	一	一	一	一	一	一	一
打	打	打	打	打	打	打	打
一・四・七・六・八	一・五・七・五〇	一・九・六・九〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇	一・五・七・五〇

（價 額 然 丁）

(C) チョコレート・セット（六人具）		
(イ) 金、銀、ブラチナ着色ノモノ	一	一・二・三・八
(ロ) 金、銀、ブラチナ着色ナキモノ	〇〇	〇・八〇五
(二) 色以上彩色ノモノ	〇〇	〇・六九八
(D) 碗、食器皿	〇〇	〇・八〇五
(イ) 金、銀、ブラチナ着色ノモノ	一	一・三三九
(ロ) 金、銀、ブラチナ着色ナキモノ	〇〇	〇・八七一
(二) 色以上彩色ノモノ	〇〇	〇・七五四
(E) 卵立、直径二〇糎以下ノ小皿	〇	〇・八三七
(イ) 金、銀、ブラチナ着色ノモノ	〇	〇・八三七
(ロ) 金、銀、ブラチナ着色ナキモノ	〇〇	〇・五四四
(二) 色以上彩色ノモノ	〇〇	〇・四七一
(F) 砂糖入、土瓶、乳入、バター	〇	〇・八三七
(イ) 金、銀、ブラチナ着色ノモノ	一	六・六九五
(ロ) 金、銀、ブラチナ着色ナキモノ	〇〇	四・三五三
(二) 色以上彩色ノモノ	〇〇	三・七七三

(備考) (1) 亞國輸入税ハ法定價格ニ依リ磁器ハ五七%、陶器ハ四二%ヲ課セラル。但シ金、銀、ブラチナヲ以テ着色セ
ルモノハ陶器ト雖モ五七%ヲ課セラル。
(2) 上記本表稅額ハ法定價格ヨリ公定破損控除率五%ヲ差引キ所定ノ各種稅率ヲ掛合セタルモノナリ。
(3) 法定價格ハ時ニ變動スルヲ以テ注意ヲ要ス。

(五) 大 洋 洲

(58) 濠太刺利 (Australia)

税番	品目	課税單位	税率
二二六	磁器製科學用器具及部分品(坩堝、導管、壓力濾過器、蒸發皿等工場用ノモノ)	從價	二〇%
二二七	(A) 他ニ特掲セラレザル磁器及パーリアン燒 (彫像其他ニ使用スル無釉磁器) (B) 其他ニ特掲ナキ磁器	從價	五〇%
二三八	(C) 電氣用磁器(但シ二萬二千ボルト以上ノ輪道用絶緣體) ロースト用皿、試験用電、坩堝ノ特掲ナキモノ、スキツト ル・ボツト(寶玉工ノ用フル小坩堝) 鍛燒皿、マツフル 燒煉瓦及釉藥ヲ用ヒタル煉瓦、特掲ナキ煉瓦、燒粘土ノ特 掲ナキモノ	從價	六〇%
二三九	(A) タイル(床用及壁用ニシテ釉藥ヲ施セルモノ、陶製ノモ ノ、切嵌細工ノモノ及珽瑯質ヲ施シタルモノ) (B) 絶緣板(アスベスト・セメント又ハ類似ノ材料ヲ以テ 造レルモノ)	一平方 碼 從價	三七・五%
二四〇	(A) タイル、陶土製板(何レモ特掲ノモノヲ除ク) セメン ト・アスベスト其他類似材料ヲ以テ造レル屋根費用ス レート 陶土製品	從價	四五・五%

二四一	(A) (本邦ニ關係ナキヲ以テ略ス) (B) 釉藥ヲ施シタルモノ、磁瑯質ヲ施シタル燒粘土製品、 陶器、磁器、ブラウン・ウエア(特掲ノモノヲ除ク) 及多孔質ノ絶緣體 (C) 陶土製衛生器具及工場用器具(釉藥ヲ施シタルモノ及 燒粘土製品ヲ含ム) (1) 課税セラルベキ商品ノ價格ガ一個ニ付二〇志ヲ超エ ザルモノ (2) 同上二〇志ヲ超ユルモノ	從價	五〇%
	(備考) (1) 從價ノ基礎ハFOB價格ヨリ外装費ヲ引キタルモノニ統計附加税トシテ一〇%ヲ加ヘタルモノナリ。 (2) 外装費ニ對シテハ別ニ從價三〇%ヲ課セラル。 (3) 外ニ附加税トシテ左記ヲ課ス。 (A)・プライメージ税 value for duty ノ一〇%。 (C)・販賣税ハ duty paid value ニ諸掛見込費トシテ二〇%ヲ加ヘタルモノニ對スル六%。		六〇% 五〇%

(59) 新 西 蘭 (New Zealand)

税 番	品 目	課 税 單 位	税 率
二二四	陶磁器(鉢、井、碗皿、平皿、水差、普皿、土瓶及ビ其他 主税大臣ニ於テ食卓用品ト認ムルモノ)	從 價	二五%
二一五	陶磁器(他ニ掲ゲタルモノヲ除ク)	從 價	四五%

(備考) (1) 外ニ value for duty ニ對シ三%ノブライメジ税並ニ同ク二二・五%ノ附加税(之ハ課税額一磅ニ付四志六片ノ割合トナル)アリ。
 (2) 「從價」ハ fob 價格ニ統計税一〇%ヲ加算セルモノヲ基礎トス。
 (3) 外ニ販賣税、從價五%アリ。

(六) 阿 弗 利 加 洲

税 番	品 目	課 稅 單 位	稅 率
五七七	纖維セメント製板及タイル、エテルニツト及同類似品	百 疋	一 二 〇 ミリエム
五七八	石膏製品(型製)純ナルモノ及其他ノ材料トノ混交物ヲ含ム 胸像、立像、小像、小立像及其他ノ裝飾用、家具用、事務 室用物品	從 價	一 五 %
五七九	(A) 石膏製品 (B) 大理石又ハアラバスター製品 (1) 記念像 (2) 其ノ他 (C) 其他ノ石又ハセメント製品	〃 〃	二 〇 %
五八〇	煉瓦(耐火煉瓦以外ノ燒キタルモノ又ハ燒カザルモノ、但 シ鑄洋及同類ノモノヲ以テ製造シタルモノヲ含ム) (A) 普通ノ堅キモノ (B) 上質ニシテ滑ラカニ仕上タルモノ、プレスシタモノ 空同煉瓦、特形煉瓦 (C) 釉藥ヲ掛ケタルモノ、エナメル其他ノ彩料ヲ施シタル モノ、白色又ハ淡色ノ硅石煉瓦、輕石、石灰又ハセメ ント製煉瓦	〃 〃	二 〇 %

税 番	品 目	課 稅 單 位	稅 率
五八一	耐火煉瓦	〃 〃	一 一 〇
五八二	其他ノ耐火製品、黒鉛及泥狀黒鉛ヲ以テ製造シタル坩堝及 其他ノ類似製品 珪藻土等ヲ以テ製造シタル耐火製品 (A) 坩 堝 (B) 其他ノモノ	從 價	八 %
五八三	粘土製タイル又ハ曲瓦(燒キタルモノ又ハ燒カザルモノ) 普通土燒品	百 疋	一 〇 〇 ミリエム
五八四	(A) 普通ノ建築用品(裝飾ナキモノ) (例ヘバ排水管、煙突、煙突頂冠、煙突頂蓋等) (B) 普通土燒舖裝用タイル及張付瓦(土燒煉瓦)	〃 〃	一 二 〇 四 〇

五八五	其他特ニ掲ゲザル普通土器	從價	一五%
	(A) 釉藥、エナメル又ハ浮出シ模様等裝飾ヲ施サバルモノ		
	(B) 釉藥、エナメル又ハ浮出シ模様等裝飾ヲ施シタルモノ		
五八六	磁器	從價	一五%
	(A) 普通磁器製各型導管		
	(B) 普通磁器製化學用品又ハ工業用品		
	(C) 其他上質土燒製ノモノニテ裝飾ヲ施シタルモノ又ハ施サバルモノ、浮彫又ハ釉藥ヲ施シタルモノ又ハ施サバルモノ		
五八七	上質土燒又ハ磁器製舗装タイル及張付瓦	從價	一五%
	(A) 厚サ十五耗及十五耗以上ノモノ		
	(1) 一色ニシテ裝飾ナキモノ	百	一五%
	(2) 數色ニシテ裝飾アルモノ又ハ孔ヲ穿テルモノ	百	二〇%
	(3) エナメルヲ施セルモノ	百	二五%
	(B) 厚サ一五耗以下ノモノ		
五八八	ファイアンス陶器製又ハ耐火粘土製及磁器製或ハ磁器製ノ衛生用品(炊事場流シ及浴槽ヲ含ム)	從價	前掲(A)項稅率ノ夫々四倍トス

五八五	其他特ニ掲ゲザル普通土器	從價	一五%
	(A) 釉藥、エナメル又ハ浮出シ模様等裝飾ヲ施サバルモノ		
	(B) 釉藥、エナメル又ハ浮出シ模様等裝飾ヲ施シタルモノ		
五八六	磁器	從價	一五%
	(A) 普通磁器製各型導管		
	(B) 普通磁器製化學用品又ハ工業用品		
	(C) 其他上質土燒製ノモノニテ裝飾ヲ施シタルモノ又ハ施サバルモノ、浮彫又ハ釉藥ヲ施シタルモノ又ハ施サバルモノ		
五八七	上質土燒又ハ磁器製舗装タイル及張付瓦	從價	一五%
	(A) 厚サ十五耗及十五耗以上ノモノ		
	(1) 一色ニシテ裝飾ナキモノ	百	一五%
	(2) 數色ニシテ裝飾アルモノ又ハ孔ヲ穿テルモノ	百	二〇%
	(3) エナメルヲ施セルモノ	百	二五%
	(B) 厚サ一五耗以下ノモノ		
五八八	衛生用品(炊事場流シ及浴槽ヲ含ム)	正味百	一、〇〇〇
	(A) 磁器製、耐火粘土製ノモノ	從價	二、〇〇〇
	(B) ファイアンス陶器又ハ磁器製ノモノ	從價	一、二〇〇
五八九	ファイアンス陶器又ハ其他ノ燒物製ストープ及其ノ部分品	從價	一、二〇〇
五九〇	義齒(磁器、琺瑯質又ハ類似材料製ノ貴金屬ノ取付具ヲ有スルモノ又ハ有セザルモノ)	從價	一、〇〇%
五九一	陶磁器製ビーズ、造花、花環及同類似品	從價	一、五〇%
五九二	胸像、立像、小立像、置物、並ニ裝飾用家具又ハ事務室用品	從價	二、〇〇%
	(A) 陶器、磁器、ファイアンス又ハマチヨリカ製ノモノ		
	(B) 磁器、バリヤン燒、素燒、及同類ノモノ		
五九三	其他別掲セザル陶磁器	從價	二、〇〇%
	(A) 陶器及マチヨリカ製品		
	(1) 一色ノモノ		一、〇〇%
	(2) 一色ニ彩色スルモノ金ヲ用ヒザルモノ		二、〇〇%
	(3) 金ヲ用ヒ又ハ數色ニ彩色セルモノ		二、〇〇%

トリポリ

(B) 磁器製品(上等磁器、素焼、バリヤン焼及類似ノモノ並ニ上質土焼ノモノヲ含ム) (1) 白地ノモノ (2) 白地以外ノモノ若ハ一色ニテ彩色ヲ施セルモノ (3) 金又ハ數色ニテ彩色ヲ施セルモノ (バリヤン焼又ハ素焼ヲ含ム)	從價	二〇%
	從價	二〇%
	從價	二〇%

(備考) (1) 埠頭税、從價 (the amount of import duty payable thereon) ノ一〇%アリ。
 (2) 其他ヘーヴィンゲ税トシテ左記ヲ夫々課徴セララル。
 (A) アレキサンドリア港ニ於テハ從價ノ……………二十分ノ一%
 (B) ポートサイド港ニ於テハ輸入關稅額ノ……………一ヶ四分ノ一%
 (C) スエズ港ニ於テハ輸入關稅額ノ……………四分ノ一%
 (3) 「從價」ノ基礎ハC. 價格トス。

(61) トリポリ (伊領) (Tripolitania)

品	目	課稅單位	稅率
陶磁器		(百疋ニ付及從價)	一五〇% 五〇% 五〇% 五〇%

(62) チュニス (佛領) (Tunis)

品	目	課稅單位	稅率	係數
陶磁器	(1) 無地ノモノ	百疋	一〇% _法	三・二
	(2) 飾アルモノ	〃	二〇	五・四
	(3) 飾アリ厚手ノモノ	〃	一五	五・四

(63) アルヂエリア (佛領) (Algeria)

(1) アルヂエリアハ佛蘭西本國ノ關稅法ヲ適用ス。(一八六七年七月十七日附法律第九條ノ規定ニ基ク)
 (2) 對佛輸出磁器協定日佛交換公文第七項ニ基キアルヂエリア(佛國植民地)ノ内アルジエー港並オラン港ノ稅關經由ノ本邦磁器ハ所定コンタンジャン數量範圍内ニ限り普通稅率(最高稅率ノ四分ノ一)適用ノ利益ヲ享有ス。

(チュニス、アルヂエリア)

(佛領モロッコ)

(3) 佛本國內テ關稅ヲ皆濟シタ外國品ガ佛國船ニ依リアルチエリア諸港ニ直接輸入サレル場合ハ右貨物ハ準佛蘭西原産品トシテ關稅ヲ免除セラル。

(64) 佛領モロッコ (Morocco)

品目	課税單位	稅率
陶磁器	從價	一〇%
	從價	五%

(一) 海路ヨリ輸入ノ場合、
(尙右ノ外ニ特別稅トシテ、從價二・五%ヲ課稅)
(二) 陸路アルチエリヤ、モロッコ國境經由ノ場合

(備考) (1) 外國品ガ東部モロッコカラ西部モロッコヘ移入スル場合ハタザ(東部モロッコ)ノ稅關デ右商品ガ東部モロッコ輸入ニ際シ支拂ヘル稅金ト、海路ヨリ同種ノ製品ガ輸入サレル場合ニ支拂ヘル稅額(特別稅ヲ含ム)トノ差額ヲ支拂フモノトス。
(2) 但シ商品見本ハ免稅セラル。
(3) 尙、モロッコハ佛領、スペイン領並ニタンヂール國際地帯ニ分レ居リ輸入商品ハ右三地域ノ何レノ地ニ輸入セラレテモ夫々輸入稅ヲ支拂フモノナレ共一旦何レカノ一地域ノ輸入稅ヲ支拂ヘル商品ハ、協定ニ依リ、再ビ關稅ヲ支拂フコトナク前記三地域ヲ自由ニ運搬シ得ルモノトス。

(65) タンヂール國際地帯 (Tangier)

品目	課税單位	稅率
陶磁器	從價	一二・五%

(66) ナイチエリア (英領) (Nigeria)

品目	課税單位	稅率
一般陶磁器	從價	一五%

(67) エチオピア (アビシニア) (Ethiopia or Abyssinia)

品目	課税單位	稅率
陶磁器	從價	一〇%

(タンヂール國際地帯、ナイヂエリア、エチオピア(アビシニア))

(ケニヤ、ウガンダ、タンガニーカ)

(備考) (1) 佛領ソマリランドノジブチ港經由ノ場合、左ノ通過税ヲ課セラル。

一、埠頭税	一噸ニ付	六法
二、統計税	〃	一法
三、噸税	〃	一〇法

(2) アチス・アベバ税關ニ於テハ課税基準ヲcifアチス・アベバトス。cif價格記載ナキインボイスニ對シテハアチス・アベバ迄ノ見積運賃諸掛トシテ左ノモノヲ加算シテ課税基準トス。

(一) ジブチヨリノモノ	二五%
(二) アデンヨリノモノ	三〇%
(三) 其ノ他ヨリノモノ	五〇%

(3) 附加税トシテ：
 (1) 學校税、(從價一%)
 (2) 市税、百疋ニ付キハピアストル
 (3) 統計税、百疋ニ付四ピアストル
 (4) 税關手数料、同ク四ピアストル

(4) 尙、郵便小包ニ依ル場合ハ前記各項ノ外ニ更ニ一個ニ付六ピアストルノ手数料ヲ徴收セラル。

英領東阿弗利加

- (68) ケニヤ (Kenya)
- (69) ウガンダ (Uganda)

(70) タンガニーカ (Tanganyika)

税番	品名	目	課税單位	税率
七九	煉瓦、建築用タイル	從價	一〇%	
八三	一般陶磁器 (食器類ヲ含ム)	〃	一〇%	
九二	衛生陶器	〃	一〇%	

(備考) (1) 課税基準「從價」ハ生産國ニ於ケル公正市場價格ニ基クCIF & Cニ對スルモノトス。
 (2) ケニヤ、ウガンダ、タンガニーカハ所謂盆地條約 (一九一七年ケニヤ、ウガンダ間ニ締結、一九二三年タンガニーカ之ヲ支持ス)ニ基キ關稅同盟ヲ組織シモムバサニ本部ヲ置キ右三地區ニ統一關稅制ヲ實施ス。

(71) ザンヂバル (Zanzibar)

品名	目	課税單位	税率
一般陶磁器	從價	一五%	

(備考) (1) 入港税、一噸ニ付一二・五仙ヲ課税セラル。

(ザンヂバル)

(ニヤツサランド、マダガスカル、佛領コンゴ)

(72) ニヤツサランド (英國保護領) (Nyassaland)

品	目	課税單位	税	率
一般陶磁器		從價		三%

(73) マダガスカル (佛領) (Madagascar)

原則トシテ佛本國ノ關稅制度ヲ適用セラル。但シ普通稅率ヲ享受スルニハ商品ガ原產國ヨリ直送セラレタル場合ニ限ル。

(74) 佛領コンゴ (佛領赤道アフリカ) (French Congo or French Equatorial Africa)

品	目	課税單位	税	率
一般陶磁器		從價		四%

(備考) (1)外ニ附加稅、從價六%アリ。

(75) 白耳義領コンゴ (Belgian Congo)

品	目	課税單位	税	率
一般陶磁器		從價		一五%

(備考) (1)外ニ附加稅、二〇%アリ。

(76) 南阿弗利加聯邦 (Union of South Africa)

税番	品	目	課税單位	税	率
一七二b	磁器、陶器		從價	無	一〇%
	(イ) 化學實驗室用ノモノ				
	(ロ) 其他ノモノ (家庭用品ヲ含ム)				

(備考) (1)外ニ Suspended duty 從價一〇%ヲ課徵セラル。

(白耳義領コンゴ、南阿弗利加聯邦)

(ベチユアナランド、スワジールランド、バストランド)

英領南阿弗利加

(77) ベチユアナランド (Bechuanaland)

(78) スワジールランド (Swaziland)

(79) バストランド (Basutoland)

右ノ英國保護領タル三土人領ハ南阿聯邦ト關稅同盟ヲ締結シ居リ、即チ南阿聯邦ト同一關稅法ヲ施行ス。

本邦輸出陶磁器ニ對スル諸外國ノ輸入關稅定率表 終

本邦輸出陶磁器ニ對スル諸外國ノ輸入關稅定率表

不許
複製

昭和十年十一月二十日印刷
昭和十年十一月二十五日發行

頒布實費金 八拾錢

著者
兼 人

名古屋市東區東白壁町二一番地

名古屋陶磁器輸出組合内

宮崎

浩

印刷人

名古屋市中區千早町五丁目一六番地

中尾五郎

郎

印刷所

名古屋市中區千早町五丁目一六番地

株式會社 一誠社

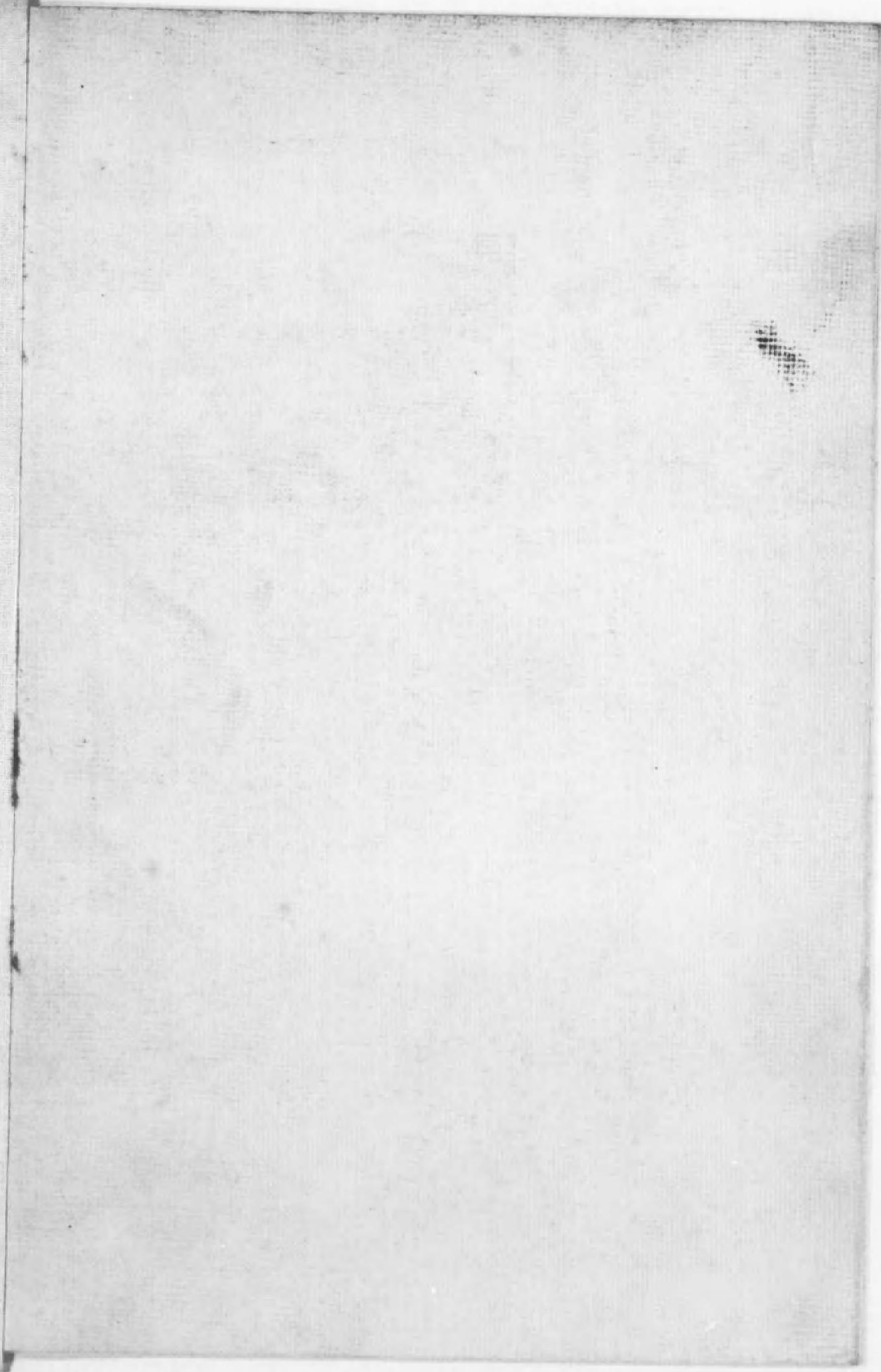
發行所

名古屋市東區東白壁町二一番地

名古屋陶磁器輸出組合

電話(代表)東④四二〇一番
振替口座名古屋二二四八番

14.5
493



終

